

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成23年度

湯河原町真鶴町衛生組合

湯河原町

真鶴町



# 目 次

ページ

## 第1章 計画概要編

第1節 計画概要	1
第2節 上位関連計画の確認	4

## 第2章 地域の概要

第1節 沿 革	9
第2節 自然的環境	10
第3節 人 口	13
第4節 産 業	20
第5節 土地利用状況	22
第6節 交 通	23

## 第3章 ごみ処理の状況と課題

第1節 ごみ処理体系	24
第2節 ごみの排出量の実績とごみの性状	26
第3節 ごみ減量化、資源化等の実績	31
第4節 ごみ処理の状況	34
第5節 一般廃棄物処理システムによる評価	40
第6節 問題点と課題	44

## 第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本事項	46
第2節 ごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）	49
第3節 ごみ処理基本計画の目標値	51
第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	57
第5節 新たなごみ減量化等の施策を実施後のごみ量予測	60
第6節 新たなごみ減量化等の施策を実施後の 資源化率とごみの処理処分量	63
第7節 ごみの分別収集区分	64
第8節 ごみ処理計画	65
第9節 計画のフォローアップと事後評価	68

**第5章 周辺市町の動向**

第1節 神奈川県における広域化計画	69
第2節 周辺市町における近年のごみ処理動向	71

**資料編****資料1 人口及び事業所数の予測**

1 推定の方法	資料-1
2 人口の予測	資料-2
3 事業所数の予測	資料-3

**資料2 原単位等の予測**

1 湯河原町の家庭系ごみ原単位の予測	資料-5
2 湯河原町の事業系ごみ原単位の予測	資料-12
3 真鶴町の家庭系ごみ原単位の予測	資料-18
4 真鶴町の事業系ごみ原単位の予測	資料-24
5 湯河原町のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）	資料-30
6 真鶴町のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）	資料-32
7 組合のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）	資料-34
8 組合のごみ排出量等の予測 （新たなごみ減量化等の施策を実施した場合）	資料-36

**資料3 処理技術の動向**

1 ごみ処理施設	資料-38
2 リサイクル施設	資料-41

**資料4 環境関係の法律・条例・計画等の概要**

1 環境関係の法律・条例・計画等の概要	資料-42
---------------------	-------



## 2 計画の目的

本計画の目的は、ごみの発生から排出、収集、処理処分、再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野にたった本組合の一般廃棄物処理を推進していくことである。

また、基本計画を達成するための方策を掲げ、住民、事業者、行政の3者の連携・協力をもって目標達成を図ることも重要な目的とする。

## 3 計画目標年度

本計画は、平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を計画目標年度とする。

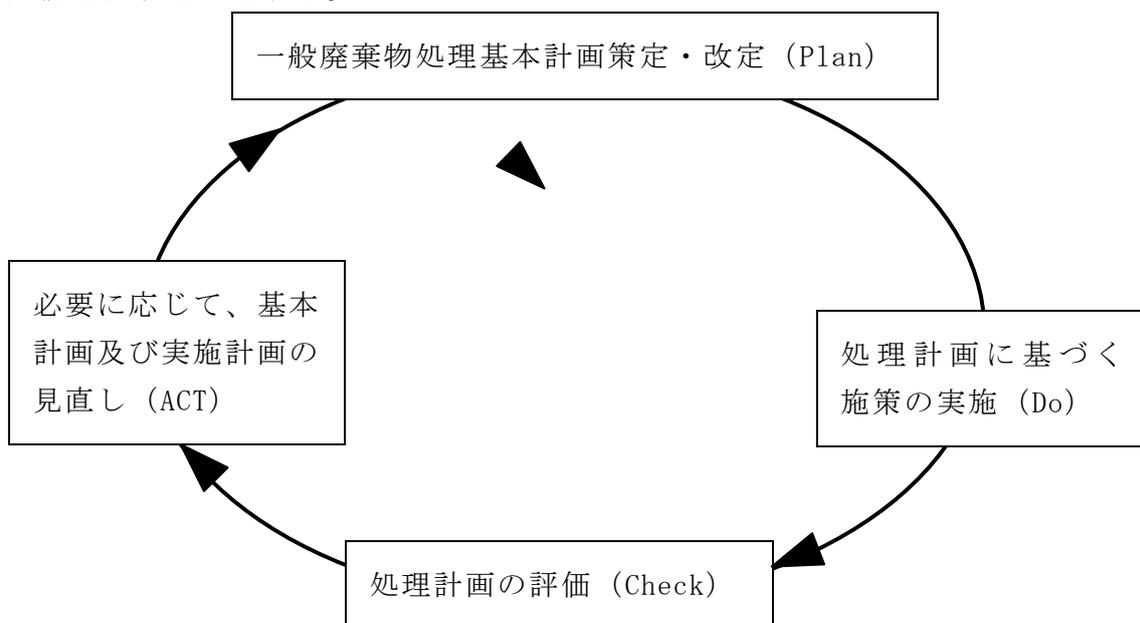
一般廃棄物処理基本計画 目標年度 平成33年度

## 4 対象地域

本計画の対象範囲は、湯河原町及び真鶴町全域とする。

## 5 点検、見直し、評価

本組合は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行うものとする。

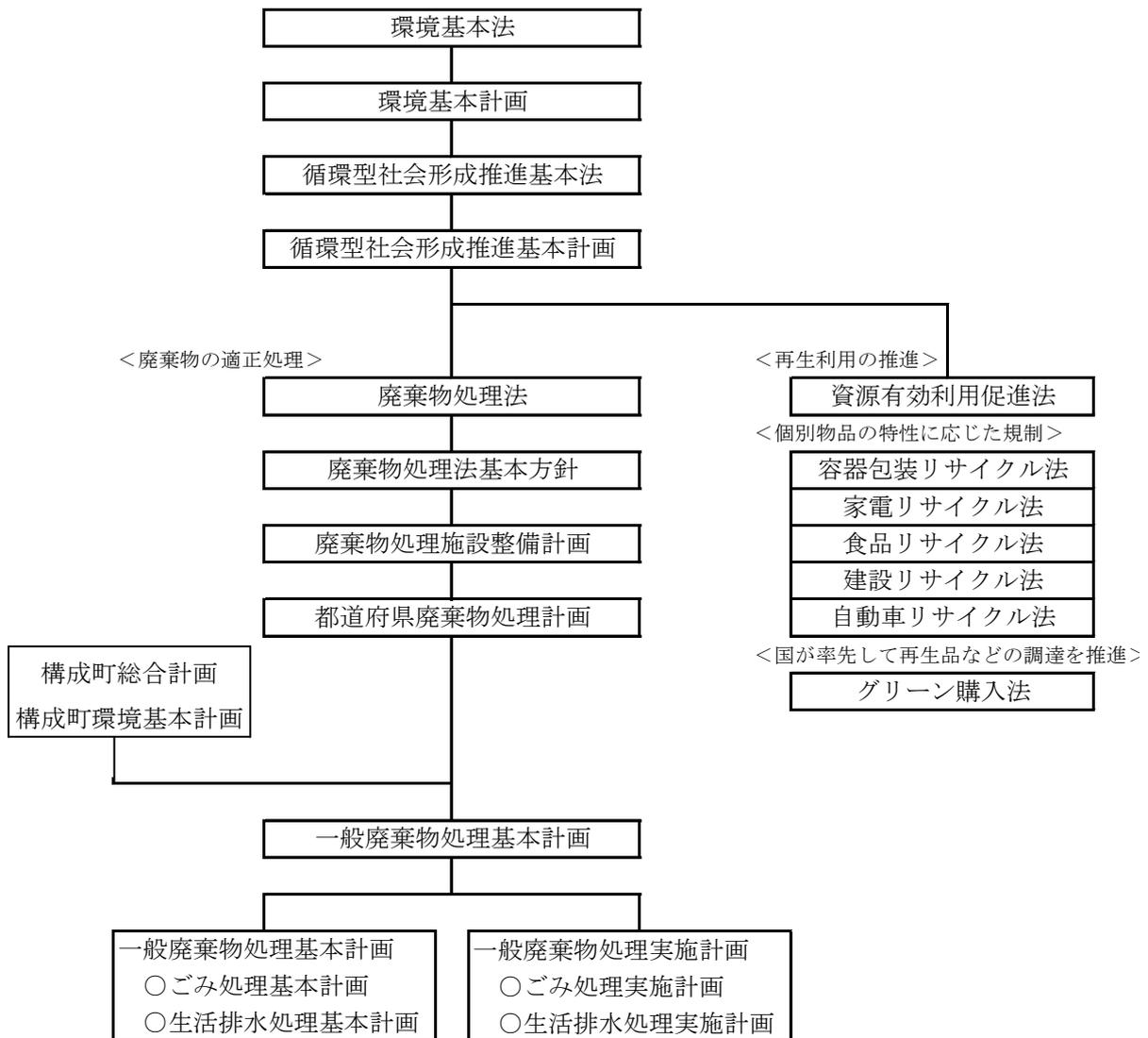


[図1-1-2] 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

## 6 他の計画との関係

本計画の策定に当たっては、国の計画等を踏まえて策定するものとする。以下に本計画と他の計画との関係を示す。

循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画が平成20年3月に改定されたところであり、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏などを推進することを目指している。一般廃棄物の処理においても、平成19年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R\*化改革を進めるべきである。（\*3R：廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle）をいう。）



[図1-1-3] 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

## 第2節 上位関連計画の確認

### 1 神奈川県における上位関連計画

#### 1) 環境行政の推進

##### (1) 神奈川力構想・基本構想

平成19年7月に策定した「神奈川力構想・基本構想」は、平成23年3月の東日本大震災等により、喫緊の課題に早急に対応するために見直しを行っている。また、「神奈川力構想・実施計画」は平成22年度が最終年度となったため、県の重点政策を分かりやすく県民に示していく必要があることから、プロジェクト中心の新たな「実施計画」を策定中である。

##### (2) 神奈川県廃棄物処理計画

循環型社会の形成に向けて、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、基本目標に「廃棄物の県内処理100%をめざした取り組みの推進」を掲げ、実現に向けた取り組みを進めている。「神奈川力構想・基本構想」の環境分野の個別計画として位置づけられており、その戦略プロジェクト「循環型社会づくり」を具体的に進めていくための計画である。

##### (3) 神奈川県環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である。この計画の中で、神奈川県廃棄物処理計画は廃棄物分野に関して、廃棄物処理法に基づく法定計画として、また、「廃棄物県内処理100%」の実現に向けた行動計画として定めている。

##### (4) 神奈川県ごみ処理広域化計画

ごみ処理広域化計画は、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の低減を目的とし、「ごみの排出抑制と減量化・資源化」及び「ダイオキシン対策」を計画的かつ総合的に進め、各市町村が一般廃棄物に関する広域的な取り組みを円滑に進めるための道筋を示すものである。

##### (5) 神奈川県分別収集促進計画

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための計画である。

##### (6) 神奈川県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理を確実かつ適正に進めるための計画である。

## 2) 神奈川県廃棄物処理計画における個々施策事業について

神奈川県廃棄物処理計画における個々の施策事業について、以下のとおり計画を定めている。

### (1) 廃棄物の発生抑制・循環的利用・適正処理の推進

#### ①循環型社会に向けた総合的取組み

1. 3Rの総合的な取組みの推進
2. ごみ処理広域化の推進
3. 環境関連技術の研究、開発の推進と循環型社会ビジネスの振興
4. 地球温暖化防止に向けた取組みの推進
5. 環境教育の推進
6. 都道府県を超えた広域的な取組みの推進

#### ②発生抑制、循環的利用の推進

1. 生活系ごみ発生抑制、循環的利用の推進
2. 事業系ごみ発生抑制、循環的利用の推進
3. 事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の推進
4. 建設廃棄物の発生抑制、循環型利用の推進
5. 上下水道汚泥の循環的利用の推進
6. 食品廃棄物、家畜排せつ物の循環的利用の推進
7. 各種リサイクル法の円滑な施行

#### ③適正処理の推進

1. 一般廃棄物の適正処理の推進
2. 産業廃棄物の適正処理の推進
3. 産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営
4. 産業廃棄物最終処分場の維持運営と確保
5. 負の遺産の計画的な処理
6. 感染性廃棄物等の処理対策の推進
7. 災害時に発生する廃棄物への対策

### (2) 不法投棄の防止対策の推進

#### ①不法投棄の未然防止対策の推進

1. 不法投棄を許さない地域環境づくり
2. 産業廃棄物の不適正処理対策の推進

#### ②不法投棄の現状回復の推進

1. 不法投棄の現状回復に向けた取組み
2. 不法投棄の現状回復対策の充実

## 2 各町の総合計画

### 1) ゆがわら2011プラン 平成23年度～平成32年度（湯河原町総合計画）

平成23年度から平成32年度までを計画期間とする湯河原町新総合計画「ゆがわら2011プラン」を策定し、まちの将来像を「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」とした。

次の5つのまちづくりの基本目標をもととしている。

- ①魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり
- ②ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり
- ③四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり
- ④生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり
- ⑤みんなでつくる自立と協働のまちづくり

#### 快適な住環境の構築

身近な環境問題に対する町民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の浄化に努め、きれいな水、きれいな空気、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、快適な住環境の構築に努める。

#### (1) 循環型社会の構築

##### ① 3Rの推進

- ・ リサイクル・リユースの促進
- ・ リデュースの促進

##### ② ごみ処理体制の充実

- ・ ごみ処理体制の充実
- ・ 事業系廃棄物の適正な処理の指導
- ・ 資源ごみの選別処理施設の建設
- ・ 焼却灰の資源化の検討
- ・ 最終処分場の検討
- ・ 広域化の検討

#### (2) し尿・浄化槽汚泥処理

##### ① し尿・浄化槽汚泥処理の体制の充実

- ・ 新たなし尿・浄化槽汚泥処理体制の確立

#### (3) 環境衛生

##### ① 生活環境の保全

- ・ 水質保全の推進
- ・ 不法投棄や野焼きの防止

##### ② 都市型公害防止対策の推進

- ・ 市街地での騒音・振動などの解消
- ・ 大気環境への対応

#### (4) 上下水道

①上水道事業の推進

- ・ 上水道の整備
- ・ 簡易水道組合の統合

②下水道事業の推進

- ・ 下水道の整備と接続促進
- ・ 下水道処理施設の整備
- ・ 下水道経営の健全化
- ・ 下水道計画区域外における合併処理浄化槽への転換促進

2) <sup>あす</sup>未来を築くビジョン計画 10年後に向けた長期的計画－信頼で築く未来、美しく

輝く町へー（真鶴町総合計画）

「信頼で築く未来、美しく輝く町へ」をまちづくりの目標として3つの重点的方針と5つの分野別方針を構成している。

重点的方針

A：家族、隣近所、地域で“支え合い、分かち合う”社会づくりプロジェクトの推進

B：“まなづるの暮らし”プロジェクトの推進

C：“もてなし事業”“まなづるブランド”プロジェクトの推進

分野別方針

①美しく豊かな風景を守り育てるまちづくりを進める。

②みんなで支え合い、分かち合うまちづくりを進める。

③“地の仕事”を生かしたまちづくりを進める。

④一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のありふれるまちづくりを進める。

⑤自立した“地方政府”を目指して、地域社会づくり、地域自治、広域連携を進める。

(1) ごみ処理対策の推進

分野別方針のうち方針⑤において、実施方針3「町が主体になって他の自治体との連携や広域行政を推進する。」ごみ処理の広域化やし尿処理の検討などが盛り込まれている。

①ごみ処理の広域化事業

事業目的：ごみ処理を近隣市町と共同で行うことにより、①ごみの減量化・資源化の推進②地球温暖化防止③ダイオキシン類の発生抑制④ごみ処理経費の縮減を図る。

事業内容：小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町で平成18年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化実施計画」の策定を進めるとともに、ごみ処理を広域で進めていくため実施組織、施設整備等について検討している。

②し尿処理の検討実施

事業目的：一般廃棄物のうち生活排水（し尿）について検討し実施する。

事業内容：し尿処理は町内に処理施設がないため、広域処理（足柄上衛生組合に委託）で実施。

## 第2章 地域の概要

本章では、本組合及び組合構成町である湯河原町及び真鶴町の概要を述べる。

### 第1節 沿革

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町、真鶴町の二町より構成される。

湯河原町は万葉の時代より温泉地として知られ、江戸時代には現在の福浦地区を除く宮上村・宮下村・門川村・城堀村・鍛冶屋村吉浜村を土肥6ヶ村とした。

明治17年、この6ヶ村が連合して吉浜村に戸長役場を置き、吉浜村外5ヶ村とし、明治22年4月町村制が施行され、宮上村・宮下村・門川村・城堀村の4ヶ村を併せて土肥村、吉浜村・鍛冶屋村を併せて吉浜村と称した。

大正15年7月1日、土肥村は湯河原町となり、昭和15年4月1日、吉浜村は吉浜町となった。昭和21年8月1日、福浦村は、真鶴町外2ヶ村組合から分離し、その第一歩を踏み出した。昭和30年4月1日に湯河原町・吉浜町・福浦村の2町1村が合併し、現在の湯河原町が誕生した。

真鶴町は、むかし師長の国の領域であったと推定される。大化の改新後の国郡制においては、相模国垂氷郡に編入された。平安後期国郡制の崩壊により荘園が発達すると早川庄に包含され、鎌倉時代には豪族土肥一族の所領として土肥郷と呼ばれたが、小田原北条氏の支配下では福浦村とともに真鶴・岩両村は土肥郷から分離した。

江戸時代は小田原藩の治下にあったが、明治維新後、小田原県、足柄県を経て明治9年、神奈川県小田原支庁第21大区に編入された。

明治17年真鶴村、岩村、福浦村は連合して真鶴村外2ヶ村役場を設け、真鶴村に戸長役場が置かれ、明治22年町村制施行後も役場事務組合として役場事務を共同処理してきたが、昭和2年9月28日付で真鶴村は真鶴町と改称した。

その後、昭和21年7月27日役場事務組合を解散し各個に役場事務を処理することとなったが、町村合併促進法により真鶴町と岩村は昭和31年9月30日に合併して新真鶴町となり現在に至っている。

## 第2節 自然的環境

### 1 位置及び地勢

本組合は神奈川県西南端、首都圏より100km圏内に位置し、総面積は、48.01km<sup>2</sup>（湯河原町40.99km<sup>2</sup>、真鶴町7.02km<sup>2</sup>）である。

組合構成町域の北西部を箱根町、北東部を小田原市、西部を静岡県田方郡函南町、南西部を熱海市と接している。

面積 (km <sup>2</sup> )	位置		標高 (m)
	北緯	東経	
48.01	35度10分30秒	139度7分1秒	421

#### 1) 湯河原町

相模湾を東に望み、三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の山々に囲まれた急しゅんな山地、南郷山の山腹からの比較的ゆるやかな沖積地に展開する丘陵地、相模湾に向かって流れる千歳川と新崎川の流域の平坦地、真鶴半島・伊豆半島に囲まれた波静かな海岸などから形成されている。千歳川上流の藤木川流域には温泉が湧出し、県立奥湯河原自然公園や富士箱根伊豆国立公園に含まれる緑豊かな山々に囲まれた閑静な温泉保養地である。

町内を流れる2本の川のうち、乗鞍山に源を発する千歳川は、神奈川県と静岡県の県境となっている。

#### 2) 真鶴町

全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平坦地はほとんどなく、JR東海道本線を境にして、北部と南部に区分することができる。

北部は、小田原市と湯河原町に接し、箱根火山の山麓部であり、主として星ヶ山に源を発する岩沢川に沿う地域である。この北部の高地部分は、一部で石材採掘が行われているが、そのほとんどは森林に覆われており、約1km<sup>2</sup>は自然環境保全地域となっている。山裾の緩斜面には樹園地が広がっており、みかんの栽培が行われている。最近では、JR真鶴駅裏地区及び岩字馬場地区を中心に住宅が増加し、新興住宅地を形成している。

南部は、相模湾に面しており、箱根外輪山の岐脈が遠く突出し、真鶴半島を形成し、美しい自然景観を作り出している。この半島部分と東部の新島高地との中間に広がっている南東斜面が真鶴町の中心となっており、この地域は、さらに小起伏により、真鶴地区と岩地区に分かれている。



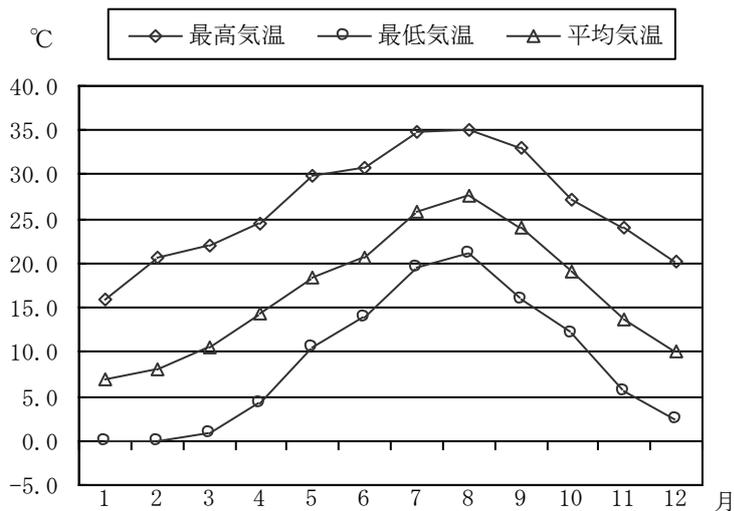
## 2 気候特性

### 1) 気温

次に示すグラフは平成18年から平成22年の過去5年間の月別平均気温のグラフである。過去5年間の平均気温は15.4℃である。

最高気温の最高値は平成19年8月の37.6℃で、最低気温の最低値は平成18年1月の-2.0℃である。

[グラフ1-2-1] 気温の変化

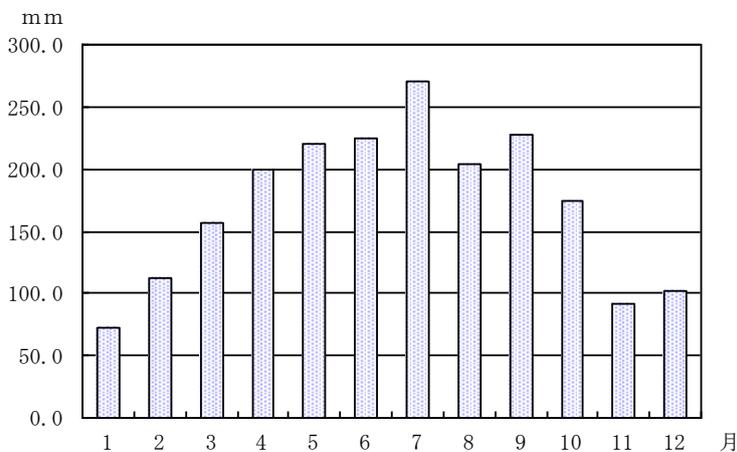


(資料：湯河原町消防本部、観測は毎日午前9時のデータ)

### 2) 降水量

次に示すグラフは、平成18年から平成22年の過去5年間の月別総雨量を表す。月別総雨量の最大は平成20年8月の508mmを、また、最小は平成19年11月の19.5mmである。

[グラフ1-2-2] 降水量の月別変化



(資料：湯河原町消防本部)

### 第3節 人口

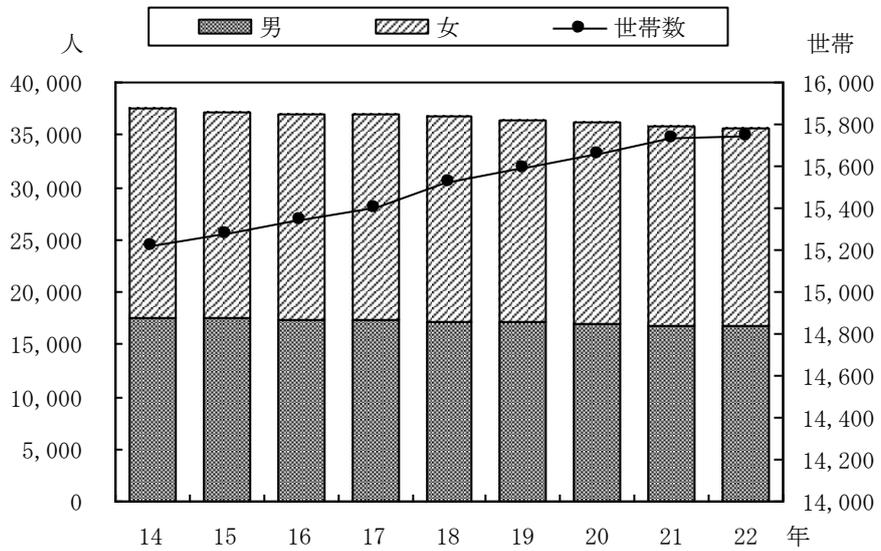
#### 1) 人口及び世帯数の推移

次に示す表及びグラフは、組合構成町域の人口及び世帯数の推移である。

平成22年度現在で、湯河原町は27,442人、12,488世帯（1月1日）、真鶴町は8,215人、3,325世帯（10月1日）である。

組合構成町域の合計人口はわずかながら減少傾向にある。なお、世帯数は増加しているため、1世帯当たりの人数は両町とも減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがわかる。

[グラフ1-2-3] 人口及び世帯の推移



(資料：『湯河原町統計要覧』、『まなづるの統計』)

[表1-2-1] 人口及び世帯数推移

(組合全体)

区 分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)
平成14年	17,583	19,856	37,439	—	15,223	2.5
平成15年	17,476	19,672	37,148	-0.8	15,276	2.4
平成16年	17,359	19,591	36,950	-0.5	15,340	2.4
平成17年	17,329	19,556	36,885	-0.2	15,401	2.4
平成18年	17,235	19,476	36,711	-0.5	15,523	2.4
平成19年	17,063	19,301	36,364	-0.9	15,586	2.3
平成20年	16,927	19,179	36,106	-0.7	15,661	2.3
平成21年	16,774	19,066	35,840	-0.7	15,729	2.3
平成22年	16,723	18,934	35,657	-0.5	15,740	2.3

(湯河原町)

各年1月1日現在

区 分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)
平成14年	13,365	15,117	28,482	—	11,955	2.4
平成15年	13,299	15,003	28,302	-0.6	11,996	2.4
平成16年	13,210	14,947	28,157	-0.5	12,039	2.3
平成17年	13,218	14,953	28,171	0.0	12,121	2.3
平成18年	13,161	14,884	28,045	-0.4	12,206	2.3
平成19年	13,079	14,789	27,868	-0.6	12,281	2.3
平成20年	13,014	14,768	27,782	-0.3	12,373	2.2
平成21年	12,905	14,684	27,589	-0.7	12,424	2.2
平成22年	12,840	14,602	27,442	-0.5	12,488	2.2

(真鶴町)

各年10月1日現在

区 分	男 (人)	女 (人)	総人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)
平成14年	4,218	4,739	8,957	—	3,268	2.7
平成15年	4,177	4,669	8,846	-1.2	3,280	2.7
平成16年	4,149	4,644	8,793	-0.6	3,301	2.7
平成17年	4,111	4,603	8,714	-0.9	3,280	2.7
平成18年	4,074	4,592	8,666	-0.6	3,317	2.6
平成19年	3,984	4,512	8,496	-2.0	3,305	2.6
平成20年	3,913	4,411	8,324	-2.0	3,288	2.5
平成21年	3,869	4,382	8,251	-0.9	3,305	2.5
平成22年	3,883	4,332	8,215	-0.4	3,252	2.5

平成22年の男女人数は按分に基づく。

注) 湯河原町は各年1月1日、真鶴町は各年10月1日現在の数値を用いている。

(資料:『湯河原町統計要覧』、『まなづるの統計』)

2) 人口動態の推移

次に示す表及びグラフは、組合構成町域の人口動態の推移である。近年では、平成21年に社会増減がプラスの状況に転じているが、年間増減はマイナスの状況であった。

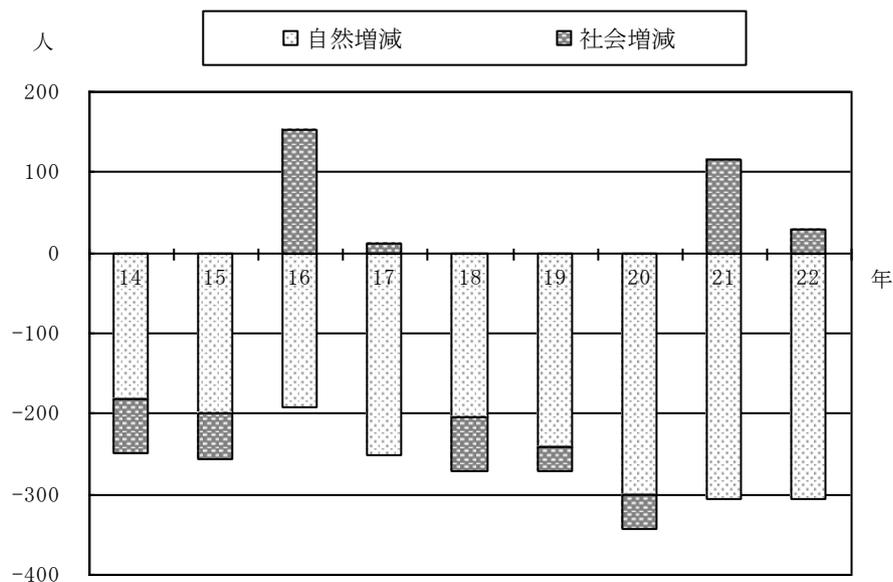
[表1-2-2] 人口動態の推移

単位：人

平成年		14	15	16	17	18	19	20	21	22
湯河原町	自然増減	-126	-131	-119	-183	-156	-161	-221	-231	-231
	社会増減	-54	-14	133	57	-24	78	28	85	53
	年間増減	-180	-145	14	-126	-180	-83	-193	-146	-178
真鶴町	自然増減	-56	-68	-73	-68	-47	-81	-80	-76	-75
	社会増減	-12	-43	21	-45	-43	-108	-71	30	-25
	年間増減	-68	-111	-52	-113	-90	-189	-151	-46	-100
組合	自然増減	-182	-199	-192	-251	-203	-242	-301	-307	-306
	社会増減	-66	-57	154	12	-67	-30	-43	115	28
	年間増減	-248	-256	-38	-239	-270	-272	-344	-192	-278

資料：湯河原町：統計要覧  
真鶴町：人口統計調査

[グラフ1-2-4] 人口動態の推移



3) 年齢別人口

次に示す表及びグラフは、平成23年1月1日現在の5歳階級別人口である。

男性女性とも60～64歳代が最も多く、組合構成町域全体の人口に占める65歳以上の割合は31.2%となっており、少子高齢化が進んでいる。

[表1-2-3] 年齢5歳階級別人口の推移（単位：人）

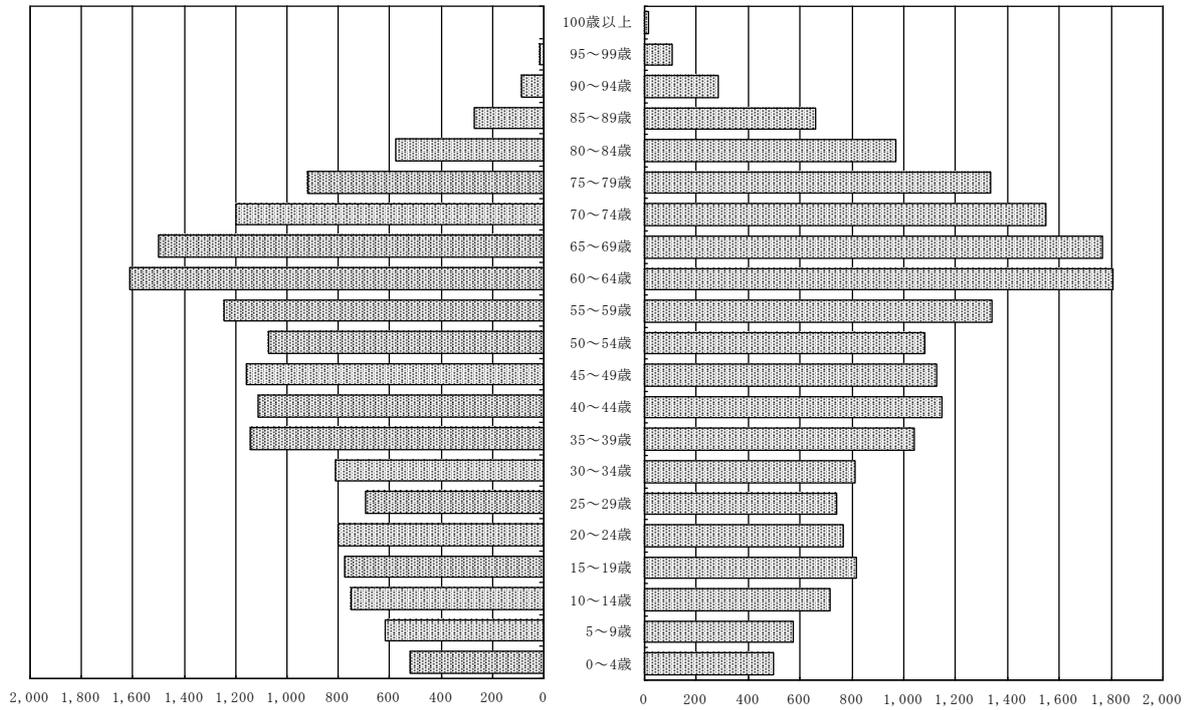
	湯河原町			真鶴町			組合全体		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4歳	433	404	837	87	94	181	520	498	1,018
5～9歳	492	462	954	125	110	235	617	572	1,189
10～14歳	605	555	1,160	145	162	307	750	717	1,467
15～19歳	584	630	1,214	189	189	378	773	819	1,592
20～24歳	598	577	1,175	201	191	392	799	768	1,567
25～29歳	509	571	1,080	186	171	357	695	742	1,437
30～34歳	637	661	1,298	173	152	325	810	813	1,623
35～39歳	910	826	1,736	233	214	447	1,143	1,040	2,183
40～44歳	879	892	1,771	235	256	491	1,114	1,148	2,262
45～49歳	883	827	1,710	275	299	574	1,158	1,126	2,284
50～54歳	801	807	1,608	270	275	545	1,071	1,082	2,153
55～59歳	910	1,040	1,950	336	302	638	1,246	1,342	2,588
60～64歳	1,201	1,374	2,575	410	432	842	1,611	1,806	3,417
65～69歳	1,136	1,364	2,500	363	403	766	1,499	1,767	3,266
70～74歳	903	1,188	2,091	297	360	657	1,200	1,548	2,748
75～79歳	683	1,000	1,683	236	334	570	919	1,334	2,253
80～84歳	433	727	1,160	143	245	388	576	972	1,548
85～89歳	196	493	689	72	165	237	268	658	926
90～94歳	66	221	287	20	61	81	86	282	368
95～99歳	10	82	92	4	26	30	14	108	122
100歳以上	1	13	14	1	3	4	2	16	18
総数	12,870	14,714	27,584	4,001	4,444	8,445	16,871	19,158	36,029

（資料：『湯河原町統計要覧』、『まなづるの統計』）

[グラフ1-2-5] 年齢5歳階級別人口（平成23年）

男

女



(資料：『湯河原町統計要覧』、『まなづるの統計』)

4) 地域別の人口分布状況

① 湯河原町大字別人口

湯河原町における大字別の人口分布の推移を、次の表及びグラフに示す。  
各字ごとの人口は、微少ながら減少傾向にある。

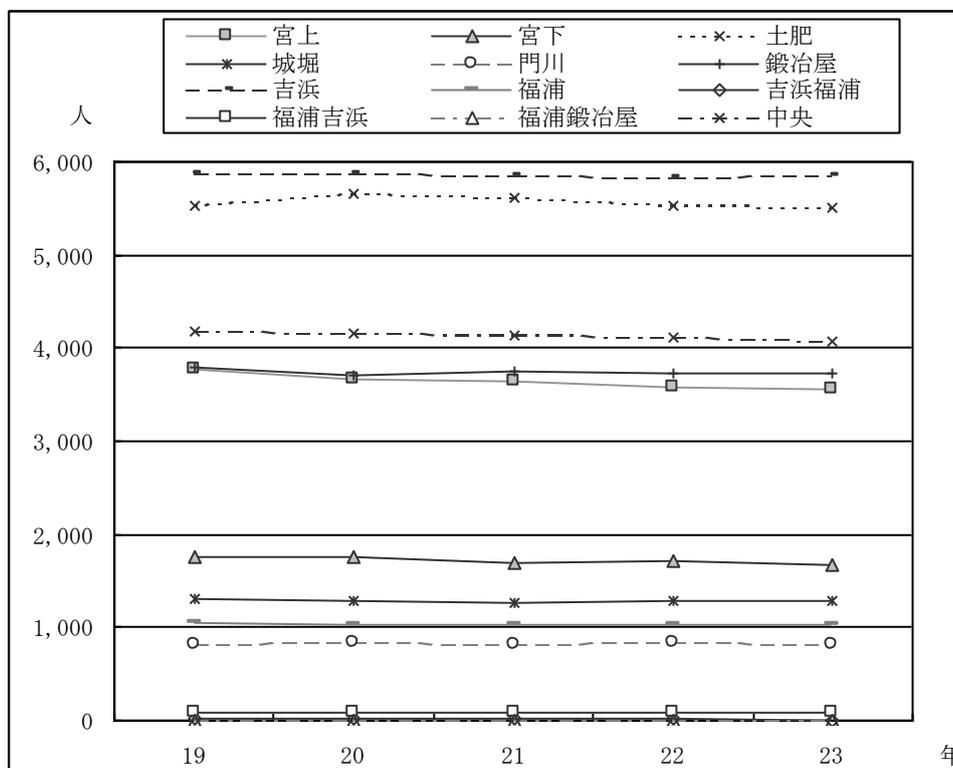
[表1-2-4] 湯河原町の大字別人口の推移

単位：人

湯河原町	平成年	19	20	21	22	23
宮上	3,778	3,668	3,642	3,585	3,554	
宮下	1,752	1,755	1,702	1,710	1,670	
土肥	5,525	5,667	5,613	5,539	5,504	
城堀	1,301	1,293	1,273	1,284	1,276	
門川	817	830	809	838	821	
鍛冶屋	3,787	3,717	3,740	3,724	3,720	
吉浜	5,863	5,864	5,858	5,834	5,841	
福浦	1,060	1,039	1,037	1,035	1,029	
吉浜福浦	11	11	11	11	10	
福浦吉浜	89	91	89	92	88	
福浦鍛冶屋	8	8	8	7	6	
中央	4,189	4,156	4,136	4,110	4,065	
合計	28,180	28,099	27,918	27,769	27,584	

各年1月1日

[グラフ1-2-6] 湯河原町の大字別人口の推移



② 真鶴町大字別人口

真鶴町における大字別の人口分布の推移を、次の表及びグラフに示す。  
各字ごとの人口は、微少ながら減少傾向にある。

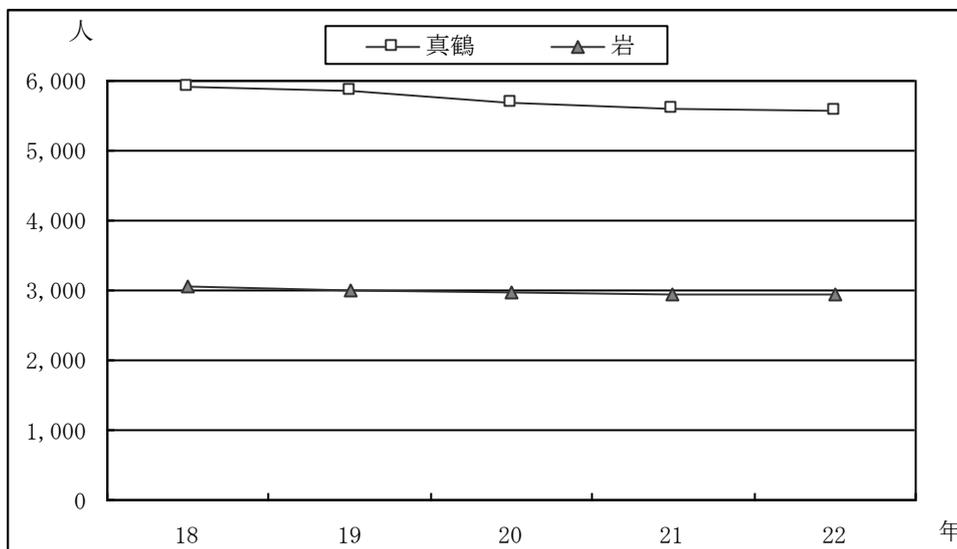
[表1-2-5] 真鶴町の大字別人口の推移

単位：人

真鶴町	平成年	18	19	20	21	22
	真鶴	5,905	5,844	5,699	5,605	5,585
岩	3,063	3,005	2,966	2,945	2,941	
合計	8,968	8,849	8,665	8,550	8,526	

各年3月31日

[グラフ1-2-7] 真鶴町の大字別人口の推移



## 第4節 産 業

### 1) 産業別人口

次に示す表及びグラフは、昭和60年から平成17年における国勢調査年の組合構成町域の産業別人口の推移を示す。

各町及び組合全体でも第3次産業の全体に占める割合は、70%を超えており、第1次産業人口及び第2次産業人口は減少傾向にある。

[表1-2-7] 産業別人口の推移

組合全体		(単位は 上段：人、下段：%)				
区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
第1次産業	998 ( 5.4 )	822 ( 4.3 )	774 ( 3.8 )	639 ( 3.4 )	564 ( 3.2 )	
第2次産業	4,769 ( 26.0 )	4,812 ( 25.4 )	4,848 ( 24.0 )	4,177 ( 22.3 )	3,526 ( 19.8 )	
第3次産業	12,579 ( 68.6 )	13,345 ( 70.3 )	14,555 ( 72.1 )	13,885 ( 74.2 )	13,726 ( 77.0 )	
合 計	18,346 ( 100.0 )	18,979 ( 100.0 )	20,177 ( 100.0 )	18,701 ( 100.0 )	17,816 ( 100.0 )	

#### 湯河原町

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	819 ( 6.1 )	666 ( 4.8 )	602 ( 4.0 )	541 ( 3.8 )	445 ( 3.3 )
第2次産業	3,096 ( 23.1 )	3,257 ( 23.4 )	3,381 ( 22.4 )	2,918 ( 20.7 )	2,542 ( 18.9 )
第3次産業	9,512 ( 70.8 )	10,013 ( 71.8 )	11,128 ( 73.6 )	10,661 ( 75.5 )	10,490 ( 77.8 )
合 計	13,427 ( 100.0 )	13,936 ( 100.0 )	15,111 ( 100.0 )	14,120 ( 100.0 )	13,477 ( 100.0 )

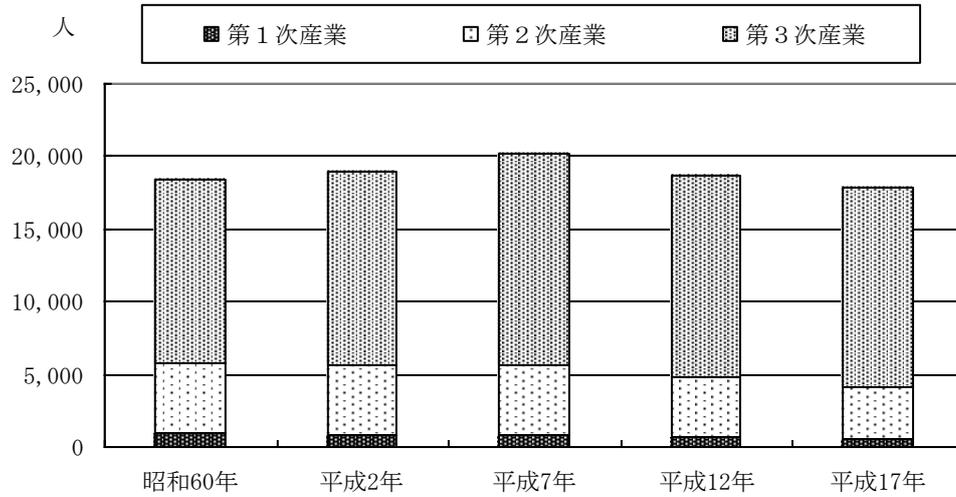
#### 真鶴町

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	179 ( 3.6 )	156 ( 3.1 )	172 ( 3.4 )	98 ( 2.1 )	119 ( 2.7 )
第2次産業	1,673 ( 34.0 )	1,555 ( 30.8 )	1,467 ( 29.0 )	1,259 ( 27.5 )	984 ( 22.7 )
第3次産業	3,067 ( 62.4 )	3,332 ( 66.1 )	3,427 ( 67.6 )	3,224 ( 70.4 )	3,236 ( 74.6 )
合 計	4,919 ( 100.0 )	5,043 ( 100.0 )	5,066 ( 100.0 )	4,581 ( 100.0 )	4,339 ( 100.0 )

※分類不能の産業を除く。

(資料：国勢調査)

[グラフ1-2-8] 産業別人口の推移



(資料：国勢調査)

## 2) 各町の特徴

### ①湯河原町

旅館や民宿などのサービス業、小売業や飲食業などの商業が事業所数・就業者数共に大きな比率を占めている。工業では食品製造業が大部分を占めており、農業ではみかんなどの果樹栽培が盛んである。

### ②真鶴町

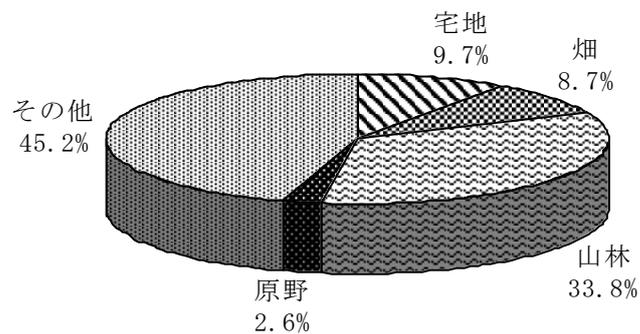
海や緑豊かな自然の恩恵にあずかり、柑橘栽培を中心とする農業、漁業、また、石のまちとして石材業などの地場産業が核を成している。

## 第5節 土地利用状況

次に示すグラフは、組合構成町域における平成22年の土地利用状況である。組合全体に占める割合が、宅地、畑がそれぞれ9.7%、8.7%であり、山林は33.8%となっている。

[グラフ1-2-9] 土地利用状況

平成22年		単位：ha	
区分	湯河原町	真鶴町	組合全体
宅地	348.9	115.0	463.9
畑	312.1	107.0	419.1
山林	1,426.0	195.0	1,621.0
原野	0.6	125.0	125.6
その他	2,011.4	160.0	2,171.4
合計	4,099.0	702.0	4,801.0



(資料：各町統計資料)

## 第6節 交通

湯河原町及び真鶴町へのアクセスは、鉄道ではJR湯河原駅まで東海道線で横浜駅からは約60分、東京駅からは約80分で到着する。道路では、国道135号で小田原市及び熱海市方面と結ばれており、湯河原パークウェイや県道75号（湯河原箱根仙石原線）で箱根芦ノ湖方面へ通じている。また、真鶴半島を周遊する路線バスもある。

### 第3章 ごみ処理の状況と課題

本章では、ごみ処理の状況を解析し、今後の課題を抽出する。

#### 第1節 ごみ処理体系

湯河原町と真鶴町でごみの分別区分は、名称（呼び名）の多少の違いはあるもののほぼ同様である。

「可燃ごみ」（湯河原町では「可燃ゴミ」、真鶴町では「可燃物」、以下「可燃ごみ」という。）は、本組合美化センターにおいて焼却処理を行っている。

「不燃ごみ」（湯河原町では「不燃ゴミ」、真鶴町では「不燃物」、以下「不燃ごみ」という。）、「粗大ごみ」（湯河原町では「粗大ゴミ」、真鶴町では「粗大ごみ」、以下「粗大ごみ」という。）、「缶類」（湯河原町、真鶴町とも「カン」、以下「缶類」という。）、「紙パック」、「ダンボール」、「新聞」及び「雑誌」（湯河原町では「雑かみ」、真鶴町では「雑紙」、以下「雑誌」という。）を本組合の粗大ごみ処理施設で選別処理を行い、資源物は民間資源化業者等へ売却している。選別処理の工程で選別される可燃物は本組合で焼却処理を行い、また、不燃残渣は最終処分場に埋立て処理を行っている。

「びん類」（湯河原町では「びん」、真鶴町では「ビン」、以下「びん類」という。）及び「ペットボトル」は、本組合の選別処理施設で選別処理を行い、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ売却をしている。

なお、「乾電池」及び「蛍光灯等」は、両町とも不燃ごみで収集を行っている。

また「粗大ごみ」は、湯河原町では有料申込制であり、真鶴町では有料であり、それぞれ粗大ゴミ収集日に出すこととしている。

表3-1-1に湯河原町及び真鶴町のごみの名称（呼び名）を、また、図3-1-1にごみの収集、処理・処分フローを示す。

表3-1-1 湯河原町及び真鶴町のごみの名称（呼び名）

湯河原町		真鶴町	
可燃ゴミ		可燃物	
不燃ゴミ		ペットボトル	
資源 ごみ	びん	ビン	
	カン	カン	
	ダンボール・紙パック	紙パック	
	ペットボトル	ダンボール	
	新聞・雑かみ	新聞・雑紙	
粗大ゴミ		不燃物	
		粗大ごみ	

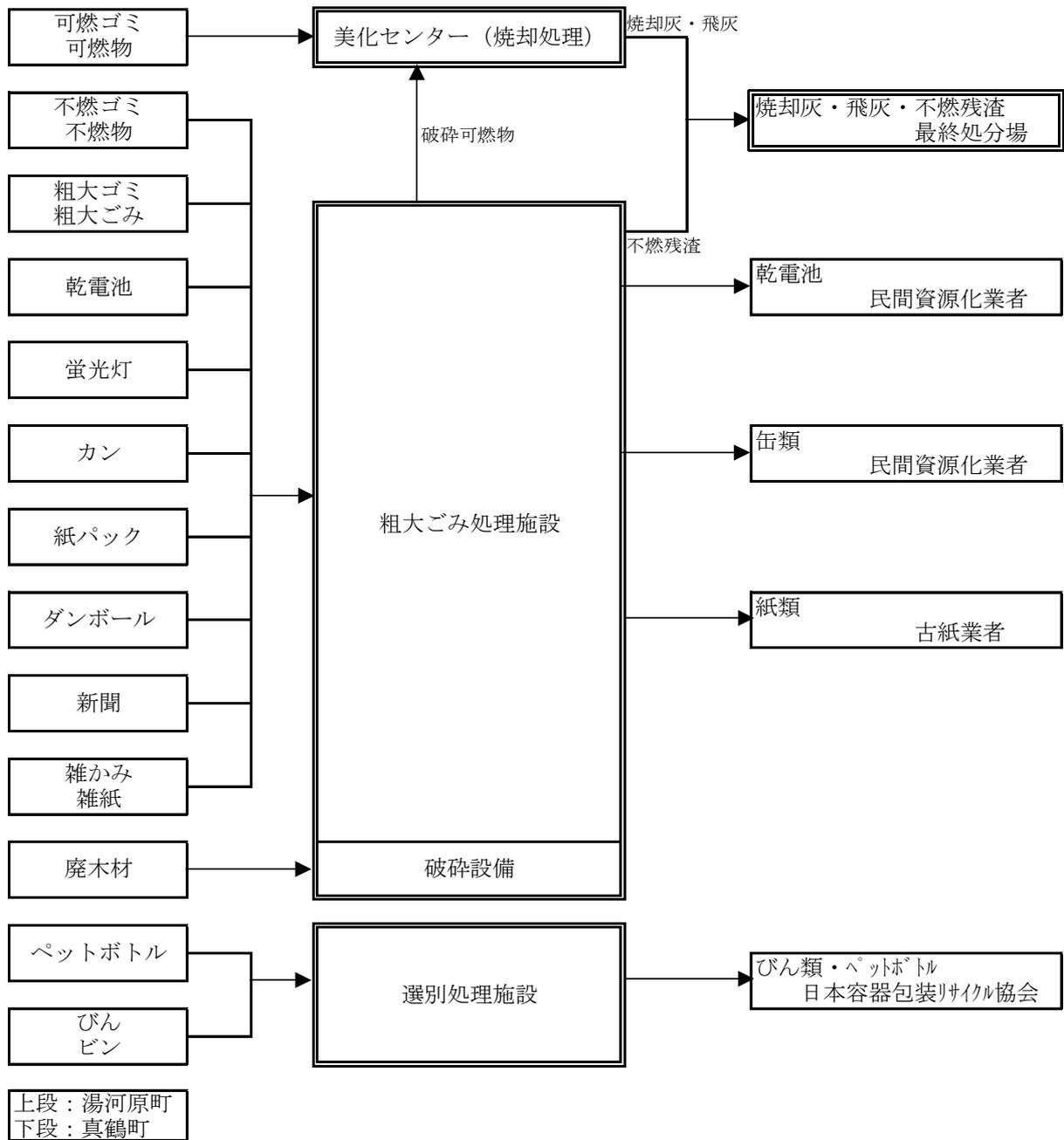


図3-1-1 ごみの収集、処理・処分フロー

## 第2節 ごみの排出量の実績とごみの性状

種類別ごみ排出量はどの程度であったか、また可燃ごみの性状は、どのような性質であったかを述べる。

### 1 ごみ排出量の実績

(用語の定義と計算数値について)

【原単位】 人口1人1日当たり排出するごみの量を表す単位 (g/人日)

【排出量】 年間の収集ごみ(家庭系+事業系)+持込みごみの合計

※計算数値について：本節以後の全てのごみ量、原単位等の計算結果は、四捨五入の関係で、最終桁の数値が、表やグラフにより若干異なる場合がある。

#### (1) ごみの排出量の実績

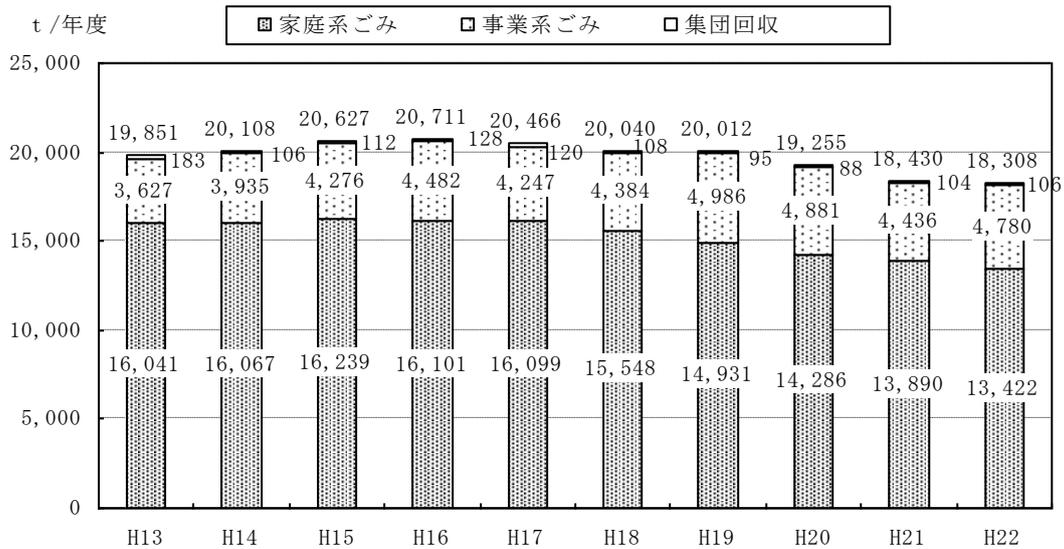
過去10年間のごみ排出量実績を表3-2-1に示す。また、家庭系ごみと事業系ごみの排出量実績をグラフ3-2-1に示す。

- ① ごみの排出量は、平成16年度まで増加し、その後は減少傾向である。
- ② 家庭系ごみは、平成15年度をピークに減少傾向にある。可燃ごみ及び資源ごみは、平成16年度まで増加し、その後は減少傾向である。粗大ごみは、平成17年度をピークに減少傾向にある。不燃ごみは、平成22年度から粗大ごみと別に計量を行っている。そのため、粗大ごみは平成22年度には減少している。平成22年度の家庭系ごみの約81%が可燃ごみであり、約19%が資源ごみである。
- ③ 事業系ごみは、平成19年度をピーク増加してきたが、最近3年間は微減傾向である。増減率で見ると、粗大ごみが半減しているが、可燃ごみが43%増となっており、全体では31%の増加である。事業系ごみは、約92%が可燃ごみである。

表3-2-1 過去10年のごみ排出量の実績 (単位：t/年)

項目		年度										増減率
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
家庭系	可燃ごみ	12,771	12,622	12,857	12,755	12,660	12,330	11,944	11,498	11,284	10,881	-14.8%
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	286	—
	粗大ごみ	727	760	806	821	911	719	704	629	625	267	-63.3%
	資源ごみ	2,543	2,685	2,576	2,525	2,528	2,499	2,283	2,159	1,981	1,988	-21.8%
	小計	16,041	16,067	16,239	16,101	16,099	15,548	14,931	14,286	13,890	13,422	-16.3%
事業系	可燃ごみ	3,079	3,400	3,688	3,902	3,783	3,936	4,576	4,428	4,075	4,407	43.1%
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	—
	粗大ごみ	367	333	371	317	284	273	244	241	195	172	-53.1%
	資源ごみ	181	202	217	263	180	175	166	212	166	187	3.3%
	小計	3,627	3,935	4,276	4,482	4,247	4,384	4,986	4,881	4,436	4,780	31.8%
排出量		19,668	20,002	20,515	20,583	20,346	19,932	19,917	19,167	18,326	18,202	-7.5%
集団回収		183	106	112	128	120	108	95	88	104	106	—
総排出量		19,851	20,108	20,627	20,711	20,466	20,040	20,012	19,255	18,430	18,308	-7.8%

注) 増減率は、平成13年度に対する平成22年度の値である。



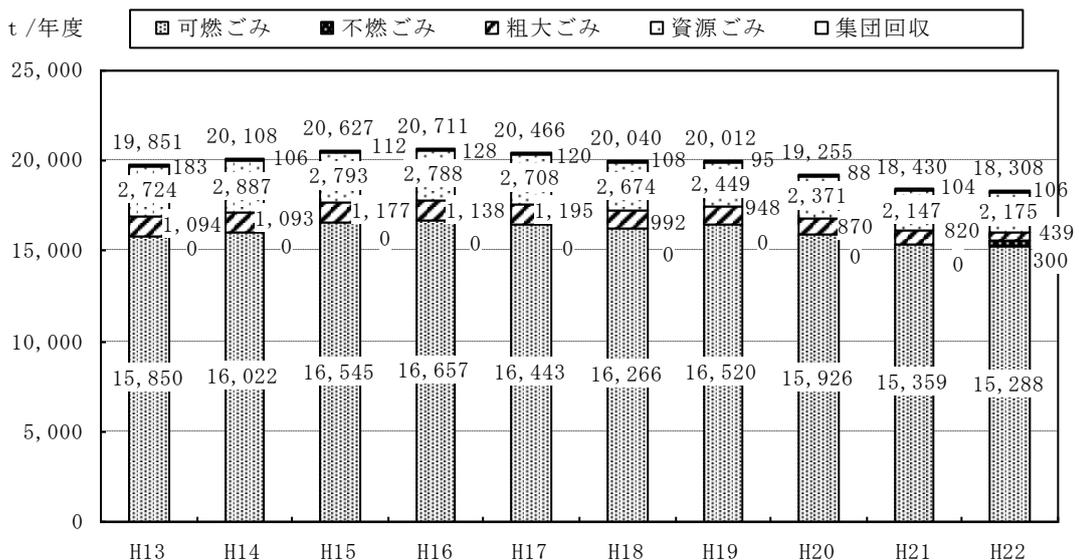
注) 最も上の数字は、合計量を表す。

(2) ごみの種類別排出量の実績

過去10年間の、ごみの種類別排出量実績をグラフ3-2-2に示す。

- ① 平成22年度実績で、可燃ごみが全体の約83%、資源ごみが約12%である。
- ② 排出量全体は平成16年度をピークに減少に転じ、平成22年度は18,308 tと減少している。

グラフ3-2-2 種類別ごみ排出量の実績



注) 最も上の数字は、合計量を表す。

(4) ごみの排出量原単位

過去10年間のごみ排出量原単位の実績を表3-2-2に示す。

- ① 排出量原単位は平成16年度をピークに減少傾向にある。全国及び神奈川県  
の原単位よりかなり高い。
- ② 家庭系ごみ原単位は減少傾向で、過去10年で12.1%減少した。可燃ごみ、粗大  
ごみ及び資源ごみとも原単位は減少している。
- ③ 事業系ごみ原単位は、平成19年度までは増加傾向であったが、その後は横ばい  
傾向にある。特に、可燃ごみは50%近い増加を示している。

(参考) ごみ排出量原単位の比較 (組合構成町は平成22年度、国・県は平成21年度)

区 分	組合構成町	神奈川県	全国
排出量原単位 (g/人日)	1,440	962	994

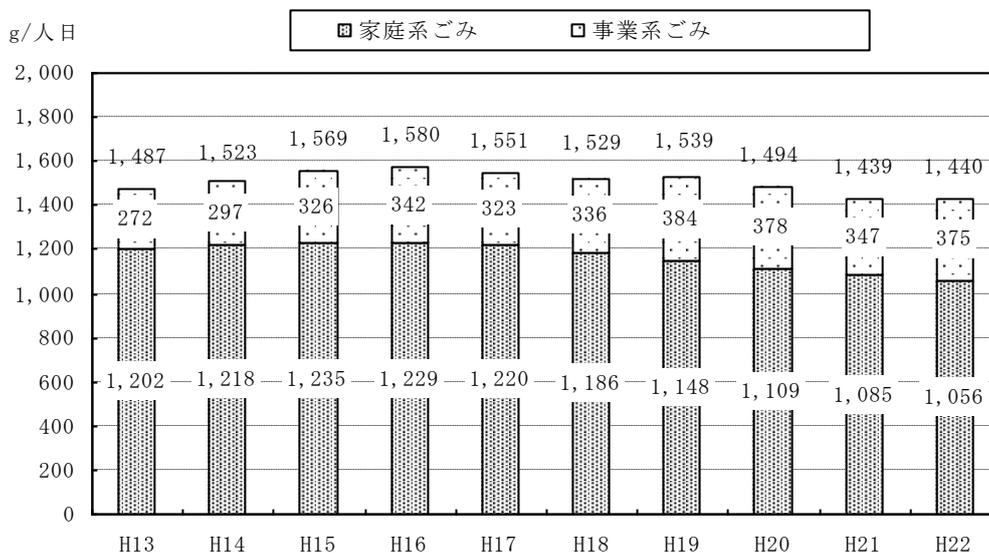
表3-2-2 過去10年のごみ排出量原単位実績 (単位: g/人日)

項目	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減率
家庭系	可燃ごみ	956	956	978	973	960	940	918	892	881	856	-10.5%
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	—
	粗大ごみ	55	58	61	63	69	55	55	49	49	21	-61.8%
	資源ごみ	191	204	196	193	191	191	175	168	155	157	-17.8%
	小計	1,202	1,218	1,235	1,229	1,220	1,186	1,148	1,109	1,085	1,056	-12.1%
事業系	可燃ごみ	230	257	280	298	287	301	352	343	318	346	50.4%
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	—
	粗大ごみ	28	25	29	24	22	21	19	19	16	13	-53.6%
	資源ごみ	14	15	17	20	14	14	13	16	13	15	7.1%
	小計	272	297	326	342	323	336	384	378	347	375	37.9%
排出量	1,474	1,515	1,561	1,570	1,542	1,520	1,532	1,487	1,431	1,432	-2.8%	
集団回収	14	8	9	10	9	8	7	7	8	8	—	
総排出量	1,487	1,523	1,569	1,580	1,551	1,529	1,539	1,494	1,439	1,440	-3.2%	
神奈川県原単位	1,152	1,143	1,119	1,034	1,080	1,066	1,030	986	962	—	—	
全国原単位	1,124	1,111	1,106	1,086	1,131	1,115	1,089	1,033	994	—	—	

注1) 増減率は、平成13年度に対する平成22年度の値である。

注2) 排出量及び総排出量の原単位は、各ごみの原単位の合計と合わない場合がある。

グラフ3-2-3 過去10年のごみ排出量原単位の実績（単位：g/人日）



注) 最も上の数字は、合計量を表す。

## 2 ごみの性状

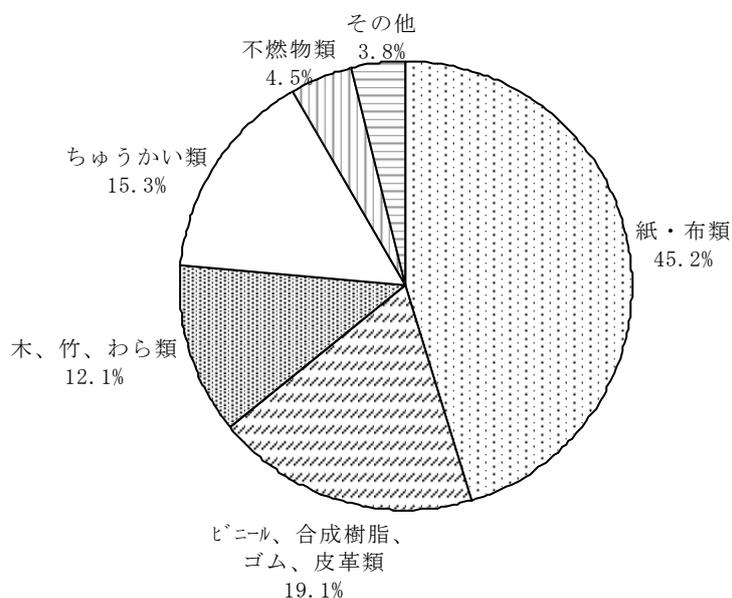
本組合の美化センターでは、可燃ごみのごみ質調査を年1回行っており、その結果を示す。

### (1) 可燃ごみのごみ組成

平成22年度における可燃ごみ中の種類別組成をグラフ3-2-4に示す。

全体的には紙・布類が最も多く45%以上を占め、次いでビニール類が多い。

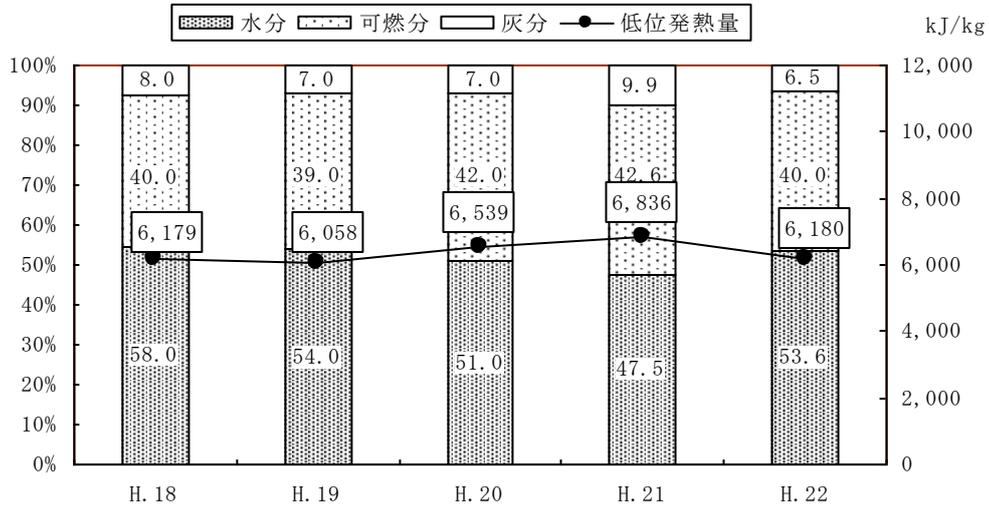
グラフ3-2-4 可燃ごみのごみ組成（平成22年）



(2) 可燃ごみの三成分と低位発熱量

可燃ごみ中の三成分（可燃分、水分、灰分）及び低位発熱量の各年度平均値をグラフ3-2-5に示す。

グラフ3-2-5 可燃ごみの三成分と低位発熱量



注) 低位発熱量とは、ごみの全発熱量から水分の蒸発熱等の値を引いた値を表す。

### 第3節 ごみ減量化、資源化等の実績

どの程度ごみが減量されたか、また資源化の実績は、どの程度であったかを述べる。

#### 1 ごみ減量化の実績

過去10年の減量化の実績（平成13年度に対する平成22年度の値）は、次のとおりであった。

##### (1) ごみの排出量

平成13年度に対して平成22年度は、ごみの排出量は、7.5%の減少であり、家庭系ごみは16.3%の減少、事業系ごみは31.8%の増加であった。

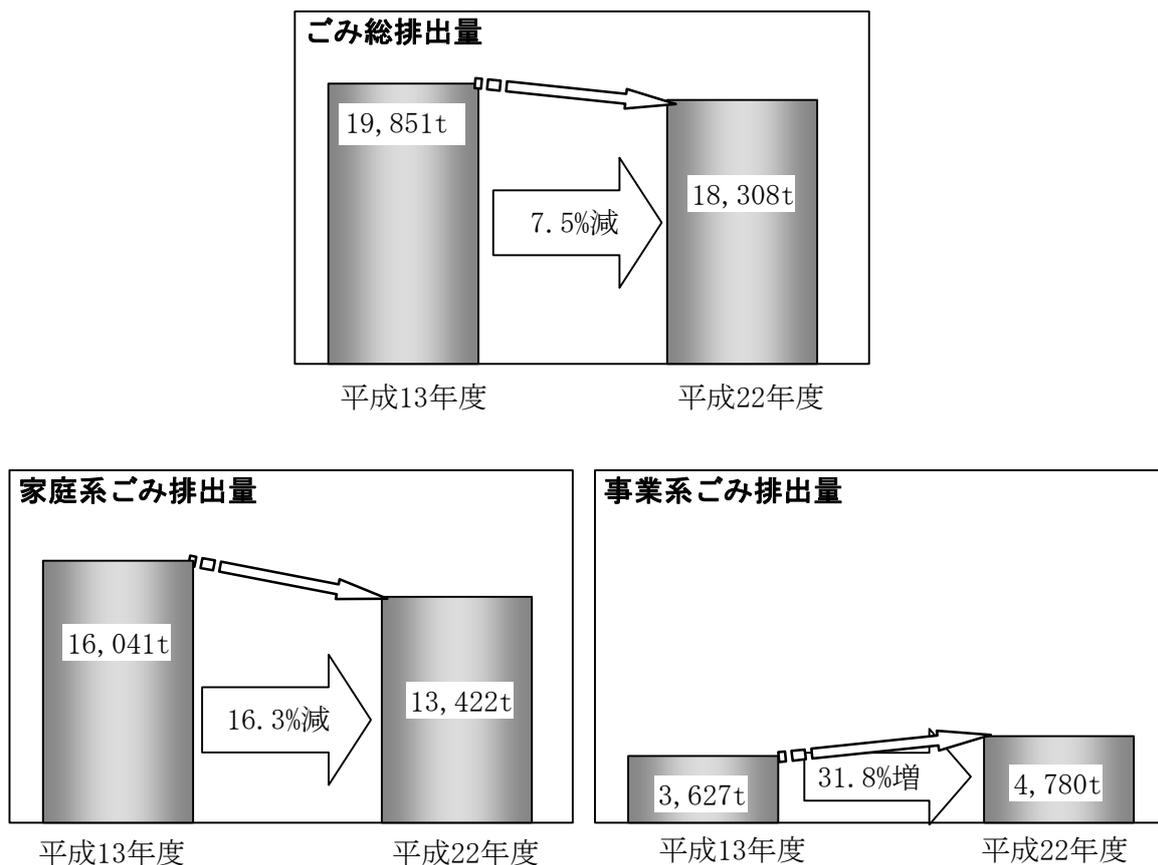


図3-3-1 ごみの減量化実績

(2) ごみの原単位

ここでは、人口の変動に影響されない原単位（人口1人1日当たり排出量）の値を用いて比較を行っている。

- ① 平成13年度に対して平成22年度は、ごみの総排出量原単位は3.2%の減少であった。家庭系ごみの原単位は12.1%減少したが、事業系ごみの原単位は37.9%増加した。
- ② 組合構成町原単位（1,440g）は、神奈川県原単位（962g）及び全国原単位（994g）と比較すると、高い状況である。

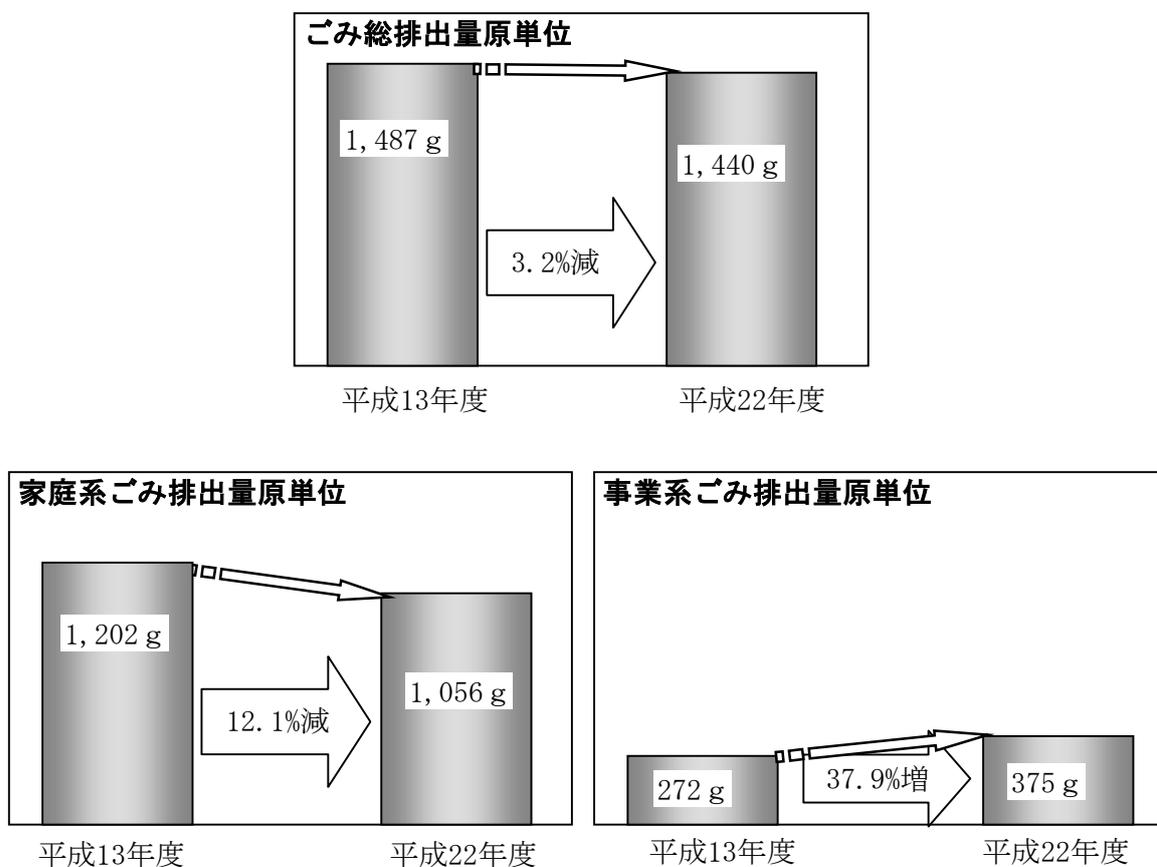


図3-3-2 ごみの原単位の実績

## 2 資源化の実績

表3-3-1及びグラフ3-3-1は、資源化量及び資源化率の実績である。

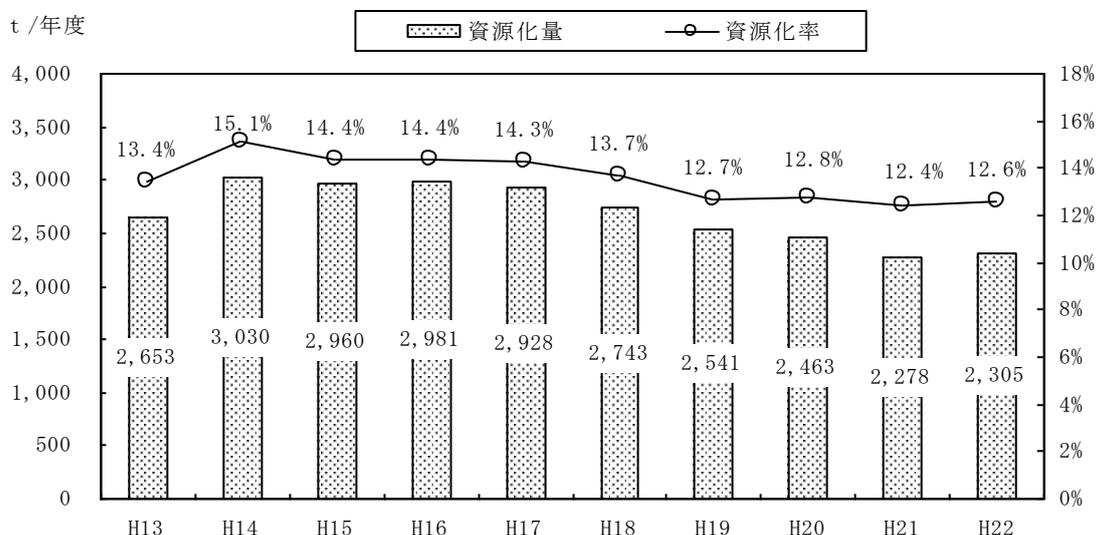
- ① 資源化量は、平成16年度以降減少傾向である。
- ② 資源化率は、平成16年度以後、減少している。環境省のデータによると、平成21年度の神奈川県資源化率は24.5%、全国平均は20.5%であったため、本組合の資源化率は神奈川県平均及び全国平均より、かなり低い。

表 3-3-1 資源化量及び資源化率の実績（単位：t/年）

項目	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
搬入資源ごみ量	缶類	318	300	280	258	237	219	195	177	171	165
	ガラス・びん類	519	489	498	490	462	467	443	456	419	417
	古紙	1,651	1,803	1,685	1,751	1,703	1,645	1,495	1,425	1,276	1,280
	ペットボトル	94	100	108	118	129	141	132	126	117	121
	その他	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0
	直接搬入資源	142	195	221	169	176	201	184	187	164	192
	搬入資源ごみ量	2,724	2,887	2,793	2,788	2,708	2,674	2,449	2,371	2,147	2,175
資源化量	粗大ごみ処理回収量	2,470	2,924	2,848	2,853	2,808	2,635	2,446	2,375	2,174	2,199
	集団回収	183	106	112	128	120	108	95	88	104	106
	資源化量	2,653	3,030	2,960	2,981	2,928	2,743	2,541	2,463	2,278	2,305
総排出量	19,851	20,108	20,627	20,711	20,466	20,040	20,012	19,255	18,430	18,308	
資源化率	13.4%	15.1%	14.4%	14.4%	14.3%	13.7%	12.7%	12.8%	12.4%	12.6%	
神奈川県資源化率	15.4%	15.8%	16.1%	18.3%	23.3%	24.3%	24.7%	24.9%	24.5%		
全国資源化率	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	20.5%		

注) 搬入資源ごみ量と資源化量は、粗大処理施設等で処理した後の粗大ごみ等からの回収物があるため数値が違ってくる。

グラフ3-3-1 資源化量及び資源化率の実績



## 第4節 ごみ処理の状況

ごみはどのように収集され、処理されているか。また、施設の概要及び処理費用について述べる。

### 1 収集・運搬の状況

#### (1) 収集運搬の状況

##### ① 収集運搬の状況

湯河原町及び真鶴町の収集運搬の状況を表3-4-1に示す。

表3-4-1湯河原町及び真鶴町の収集運搬の状況

湯河原町			真鶴町				
ごみ種類	収集形態	収集方式	ごみ種類	収集形態	収集方式		
可燃ゴミ	指定袋	ステーション	可燃物	袋	ステーション		
不燃ゴミ	袋	ステーション	資源	ペットボトル	袋	ステーション	
資源 ごみ	びん	専用コンテナ		専用ステーション	ビン	指定袋	ステーション
	カン	専用コンテナ		専用ステーション	カン	袋	ステーション
	ダンボール・紙パック	紐十字結束		ステーション	紙パック	紐十字結束	ステーション
	ペットボトル	袋		ステーション	ダンボール	紐十字結束	ステーション
	新聞・雑かみ	紐十字結束		ステーション	新聞・雑紙	紐十字結束	ステーション
	粗大ゴミ	有料申込制		ステーション	不燃物	袋	ステーション
			粗大ごみ	有料申込制	ステーション		

##### ②受入時間

本組合の直接搬入受入時間を表3-4-1に示す。

表3-4-1 本組合の直接搬入受入時間帯

持込ごみの 受付時間	月～金	8：30～11：30、13：00～16：30
	土、祝日	8：30～11：30
	日曜日は休み	

(2) 分別の状況

分別区分、収集頻度等を表3-4-4-1に示す。

表3-4-4-1 分別の状況

収集対象ごみ		収集方式	収集・運搬	収集頻度（単位：回）		
				湯河原町	真鶴町	
可燃ごみ		ステーション	湯河原町： 直営・委託  真鶴町：委託	3/週	3/週	
不燃ごみ		ステーション		1/月	2/月	
粗大ごみ		予約・指定場所		2/月	2/月	
資源ごみ	容器包装リサイクル法	びん		ステーション	1/隔週	1/隔週
		缶		ステーション	1/隔週	1/隔週
		ダンボール		ステーション	2/月	1/月
		紙パック		ステーション	2/月	1/月
		ペットボトル		ステーション	2/月	1/隔週
		新聞		ステーション	1/月	1/月
	上記以外	雑紙・その他紙		ステーション	1/月	1/月

(3) 収集や処理ができないごみ

収集や処理ができないごみを表3-4-4-2に示す。

表3-4-4-2 収集や処理ができないごみ

項目	品目
危険なもの	プロパンボンベ、ガソリン、灯油、火薬類、化学製品、塗料など
有害、有毒性のあるもの	薬品類、農薬類、毒物、廃油など
処理できないもの	自動車部品、オートバイ部品、バッテリー、オイル、タイヤ、風呂桶、風呂釜、消火器、金庫、ピアノ、業務用機器、トタン（亜鉛鉄板・ビニール板）や塩ビ管などの建築材料、石、土、レンガ、コンクリート、ブロックなど
特定家電5品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣料乾燥機、エアコンなど
パソコン	パソコン
事業から出るごみ	多量の食品、紙、ダンボールなど

## 2 ごみの処理及び処分量の実績

表3-4-5及びグラフ3-4-1は、本組合の過去10年の排出量及び焼却量、焼却率、最終処分量及び最終処分率である。

(用語の説明)

焼却率 : 全ごみ量のうち、焼却された割合 (焼却量÷ごみ排出量)

最終処分率 : 全ごみ量のうち最終処分された割合 (最終処分量÷ごみ排出量)

- ① 本組合の焼却率は、85%前後で推移している。
- ② 最終処分率は、平成17年度をピークに減少傾向にある。

表3-4-5 ごみの処理及び処分量の実績 (単位：t)

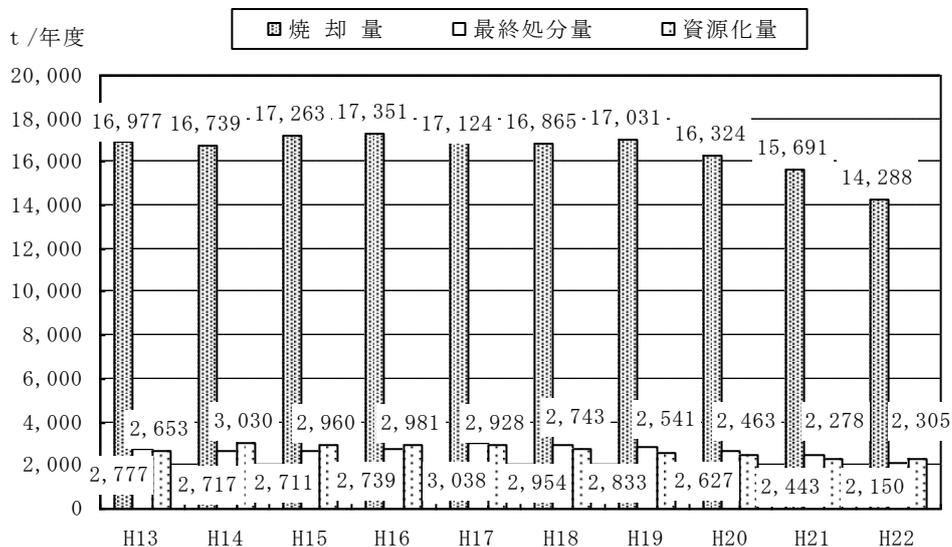
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総排出量	19,851	20,108	20,627	20,711	20,466	20,040	20,012	19,255	18,430	18,308
排出量	19,668	20,002	20,515	20,583	20,346	19,932	19,917	19,167	18,326	18,202
焼却量	16,977	16,739	17,263	17,351	17,124	16,865	17,031	16,324	15,691	14,288
焼却率	86.3%	83.7%	84.1%	84.3%	84.2%	84.6%	85.5%	85.2%	85.6%	78.5%
最終処分量	2,777	2,717	2,711	2,739	3,038	2,954	2,833	2,627	2,443	2,150
最終処分率	14.1%	13.6%	13.2%	13.3%	14.9%	14.8%	14.2%	13.7%	13.3%	11.8%
資源化量	2,653	3,030	2,960	2,981	2,928	2,743	2,541	2,463	2,278	2,305

注1) 焼却量は、粗大ごみ処理施設等からの可燃残渣が加わるため、可燃ごみ量より多い。

注2) 粗大ごみ処理施設からの不燃残渣は最終処分し、可燃残渣は焼却するなど、排出されたごみが、他の処理処分に回るものがあるため、合計は、排出量より多い。

※焼却施設の不具合等によるもので、参考値とする。

グラフ3-2-4 処理・処分別ごみ量の実績 (単位：t/年)



### 3 中間処理の概要

本組合では、可燃ごみは湯河原美化センターで焼却、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは粗大ごみ処理施設及び選別処理施設で処理を行っている。

各処理施設の概要を表3-4-6に示す。

表3-4-6-1 焼却施設の概要

施設名	湯河原美化センター
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合
所在地	湯河原町吉浜2021-95
処理能力	70 t / 日
	(35 t / 16 h × 2 炉)
処理方式	準連続燃焼式ストーカ炉
処理開始年	平成9年7月

表3-4-6-2 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	粗大ごみ処理施設		選別処理施設	
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合			
所在地	湯河原町吉浜2021-81		湯河原町吉浜2021-100	
処理能力	不燃・粗大	廃木材	ペットボトル	びん
	24 t / 5 h	19 t / 3 h	1.5 t / 5 h	4.8 t / 5 h
処理方式	破碎・選別	粉碎	選別・圧縮	
処理開始年	平成2年4月	平成11年7月	平成13年4月	

### 4 最終処分の概要

湯河原美化センターで発生する焼却主灰及び不燃系残渣は、本組合の最終処分場で埋め立て処理している。最終処分場の概要は、表3-4-7のとおりである。

表3-4-7 最終処分施設の概要

施設名	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合
所在地	湯河原町吉浜2021
埋立面積	10,500m <sup>2</sup>
埋立容積	66,000m <sup>3</sup>
埋立開始時期	昭和62年4月
埋立終了時期	平成25年3月 (予定)

## 5 有料化の状況

本組合構成町では、粗大ごみの収集処理に次の金額を徴収している。また、真鶴町では、ビン類を指定袋制としている。

表3-4-8 有料化の状況（平成23年12月現在）

	ごみの種類	手数料等	備考
湯河原町	粗大ごみ	500円/品	一辺が50cm以上 2m未満のもの
真鶴町			
真鶴町	ビン	20枚/120円	(税抜き)

## 6 ごみ処理費用

### (1) 処理費の実績

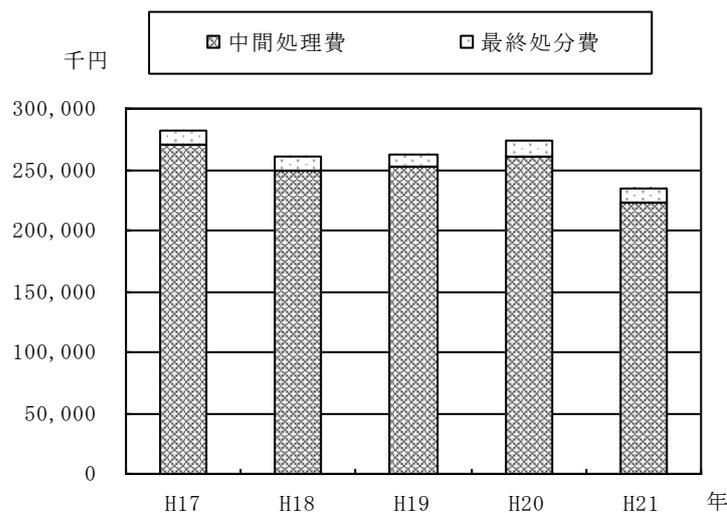
平成18年度から平成21年度の本組合におけるごみ処理経費の推移を表3-4-9及びグラフ3-4-2に示す。

平成21年度の総額は約235,000千円であり、平成17年度に比べて45,000千円程度下がっており、このほとんどが中間処理費の減少によるものであった。

表3-4-9 ごみ処理経費の実績

年度		H17	H18	H19	H20	H21
中間処理費	千円	269,915	248,628	252,996	261,066	223,762
最終処分費	千円	11,591	12,647	9,825	11,886	11,320
総額	千円	281,506	261,275	262,821	272,952	235,082

グラフ3-4-1 ごみ処理経費の実績



(2) 処理単価

表3-4-10に本組合の人口1人当たりの処理費用を示す。

平成21年度本組合におけるごみ1 t当たりの処理費用は12,830円であり、人口1人当たりの処理費は、6,700円である。

表3-4-10 処理単価の実績

年度		H17	H18	H19	H20	H21
中間処理費	千円	269,915	248,628	252,996	261,066	223,762
最終処分費	千円	11,591	12,647	9,825	11,886	11,320
総額	千円	281,506	261,275	262,821	272,952	235,082
ごみ排出量	t/年度	22,212	19,932	19,917	19,167	18,326
1 t当たり	千円/t	12.67	13.11	13.20	14.24	12.83
人口	人	36,145	35,918	35,626	35,307	35,089
1人当たり	千円/人	7.79	7.27	7.38	7.73	6.70

## 第5節 一般廃棄物処理システムによる評価

組合構成町と類似する都市との比較を行い、ごみ処理の課題抽出の参考とする。

「ごみ処理基本計画策定指針」では、ごみ処理の実績を基に市町村は分別収集区分や処理方法の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとしている。

この指針に基づき、湯河原町及び真鶴町での一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討することとする。

システム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール：平成20年度実績版」を用いて実施しており、使用している数値の取り扱いが異なるため、数値に一致しない場合がある。

### (1) 湯河原町

#### ① 類似都市

湯河原町の都市特性により類似都市36町村を抽出した。類似都市の概要を表3-6-1に示す。

表3-6-1 類似都市の概要

湯河原町	人口	26,983人(平成20年度)	
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率：96.7%	
		Ⅲ次人口比率：77.8%	
類似都市の概要	都市形態	町村	類似市町村数：36
	人口区分	Ⅵ	23,000人以上、28,000人未満
	産業構造	4	Ⅱ次・Ⅲ次人口比85%以上、Ⅲ次人口比55%以上

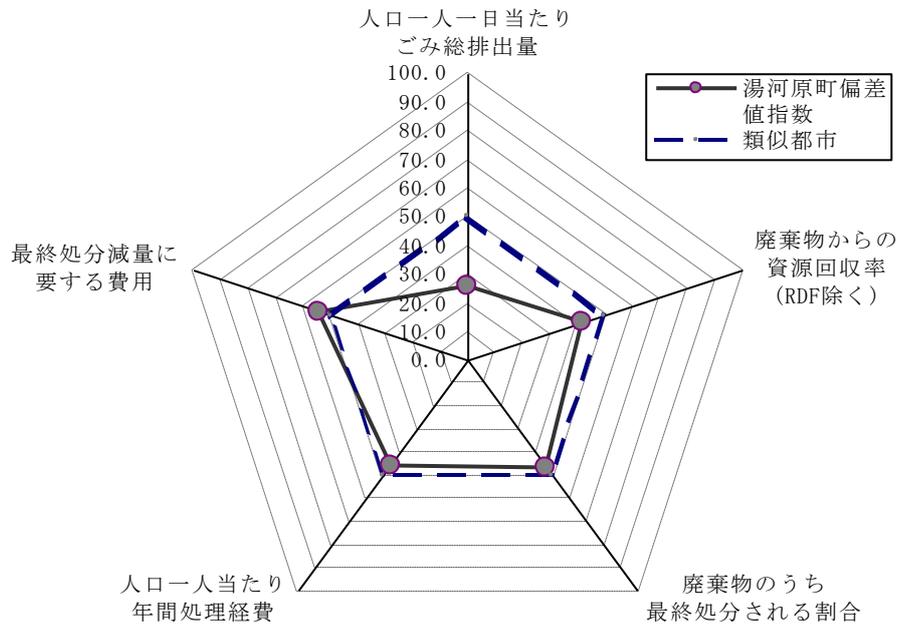
#### ② 類似都市との比較

表3-6-2に、類似都市と湯河原町の比較結果を示す。また、グラフ3-6-1に、類似都市の平均値を50とした場合の湯河原町の状況を示す。

表3-6-2 湯河原町と類似都市の比較(平成20年度)

標準的な指標		人口一人 一日当 たりごみ総 排出量	廃棄物か らの資源 回収率 (RDF除く)	廃棄物の うち最終 処分され る割合	人口一人 当たり年 間処理経 費	最終処分 減量に要 する費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似 都市	平均	0.967	0.180	0.110	12,484	37,469
	最大	1.708	0.326	0.350	26,308	82,489
	最小	0.620	0.063	0	4,736	2,278
	標準偏差	0.231	0.065	0.071	4,880	16,208
湯河原町実績		1.522	0.124	0.137	15,017	30,627
湯河原町偏差値指数		26.0	41.4	46.2	44.8	54.2

グラフ3-6-1 湯河原町と類似都市の比較



注) 類似都市の平均値を50として、湯河原町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置される。

この表及びグラフから、湯河原町は類似都市と比較して次のことがいえる。

1. 人口1人1日当たりのごみの総排出量

人口1人1日当たりのごみの総排出量は、類似都市平均値が967g/人・日に対し、湯河原町1,522g/人・日と、湯河原町が多い。

2. 廃棄物からの資源回収率

資源回収率は、類似都市平均が18.0%に対し、湯河原町12.4%であり、湯河原町が5.6%低い。

3. 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合（ごみ1tあたりの最終処分量）は、類似都市平均0.110tに対し、湯河原町0.137tと、湯河原町は0.27tほど多い。

4. 人口1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費は、類似都市平均12,484円に対し、湯河原町15,017円と、2,533円も高くなっている。

5. 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、次の式で表す。

$$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

ごみを減量化するために必要な費用であり、類似都市平均で37,469円/tに対し、湯河原町30,627円/tと6,842円/tほど安い。

(2) 真鶴町

① 類似都市

真鶴町の都市特性により類似都市64都市を抽出した。類似都市の概要を3-6-3に示す。

表3-6-3 類似都市の概要

真鶴町	人口	8,612人（平成20年度）	
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率：97.3%	
		Ⅲ次人口比率：74.6%	
類似都市の概要	都市形態	町村	類似市町村数：64
	人口区分	Ⅲ	8,000人以上、13,000人未満
	産業構造	4	Ⅱ次・Ⅲ次人口比85%以上、Ⅲ次人口比55%以上

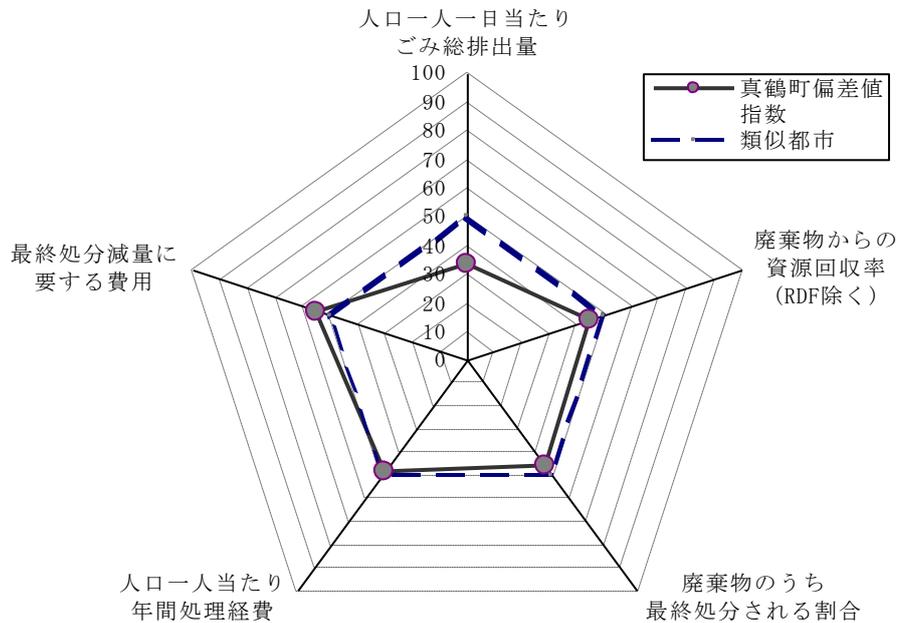
② 類似都市との比較

表3-6-4に、類似都市と真鶴町の比較結果を示す。また、グラフ3-6-2に、類似都市の平均値を50とした場合の真鶴町の状況を示す。

表3-6-4 真鶴町と類似都市の比較（平成20年度）

標準的な指標		人口一人 一日当 たりごみ総 排出量	廃棄物か らの資源 回収率 (RDF除く)	廃棄物の うち最終 処分され る割合	人口一人 当たり年 間処理経 費	最終処分 減量に要 する費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似 都市	平均	0.944	0.190	0.108	14,331	43,971
	最大	1.749	0.382	0.316	38,239	92,728
	最小	0.590	0.043	0	6,425	10,803
	標準偏差	0.251	0.082	0.063	6,361	16,476
真鶴町実績		1.357	0.143	0.134	15,599	35,546
真鶴町偏差値指数		33.5	44.3	45.9	48.0	55.1

グラフ3-6-2 真鶴町と類似都市の比較



注) 類似都市の平均値を50として、真鶴町の値が、類似都市より優れている場合は、その比率が平均値の外側に配置され、劣っている場合は内側に配置される。

この表及びグラフから、真鶴町は類似都市と比較して次のことがいえる。

1. 人口1人1日当たりのごみの総排出量

人口1人1日当たりのごみの総排出量は、類似都市平均値が944g/人・日に対し、真鶴町1,357g/人・日と、真鶴町が多い。

2. 廃棄物からの資源回収率

資源回収率は、類似都市平均が19.0%に対し、真鶴町14.3%であり、真鶴町が4.7%低い。

3. 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合（ごみ1tあたりの最終処分量）は、類似都市平均0.108tに対し、真鶴町0.134tと、真鶴町は0.26tほど多い。

4. 人口1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費は、類似都市平均14,331円に対し、真鶴町15,599円と、1,268円も高くなっている。

5. 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、次の式で表す。

$$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

ごみを減量化するために必要な費用であり、類似都市平均で43,971円/tに対し、真鶴町35,546円/tと8,425円/tほど安い。

## 第6節 問題点と課題

本組合及び組合構成町のごみの収集・運搬及び処理・処分に係る問題点と課題は、次のとおりである。

### 1 ごみの発生抑制と排出抑制

組合構成町の、1人1日当たりのごみの排出量（原単位）は、平成13年度（1,487g）に比べて平成22年度（1,440g）は3.3%の減少にとどまっている。また、神奈川県及び国の平均原単位に比べて、かなり高い状況である。

家庭系ごみの原単位は、平成13年度に比べて平成22年度は、12.1%減少したが、事業系ごみの原単位は、37.9%増加した。そのため、重点的に事業系ごみの減量化を図る必要がある。

したがって今後は、住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を講じていく必要がある。

### 2 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び資源化に取り組むことが必要である。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいため、本組合は構成町と協力し、住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みを支援していく必要がある。

### 3 資源化率の向上

ごみの種類別の排出量を見ると、家庭系、事業系ともに可燃ごみの割合が非常に高い。可燃ごみには、分別収集して資源化している古紙や布類も多く含まれおり、資源化が可能ながらも焼却されている。そのため、住民や事業者に対して、さらに啓発していく必要がある。また、容器包装プラスチックの分別収集を行っていないため焼却されている。

今後は、ごみ処理の広域化を視野に入れて分別区分の見直し等を実行し、資源となる物、特に容器包装プラスチックの分別収集や、紙類を資源ごみとして出すことの徹底などの住民意識の啓発等の資源化施策を講じる必要がある。

### 4 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように収集・運搬を行っている。将来は、地域による人口の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しを行う。また、収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

## 5 ごみ処理経費の合理化

本組合のごみ量は、平成16年度以後減少傾向で推移している。また、焼却施設等の維持管理費にも平成21年度は若干減少したものの大きな変化はない。そのため、人口1人当たり及びごみ1t当たりのごみ処理経費は、減少する傾向にある。また、ごみ処理経費は類似都市に比べて高い状況である。

一方、安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいが、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、ごみ処理費用の合理化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」などの活用を検討し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

## 6 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題につながるため、その対応が不可欠である。

廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められている。

経済性、効率性及び温室効果ガス発生等の総合的な検討を行い、地球温暖化防止への配慮を行う必要がある。

## 7 ごみ処理の広域化

湯河原町、真鶴町、小田原市、箱根町で構成するごみ処理の広域化を計画としている。したがって、ごみ処理の広域化を見据えて、1項から6項に述べた課題を本組合及び組合構成町で検討する必要がある。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本事項

ごみ処理計画の基本理念及び基本方針を定める。

#### 1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとする。

○3Rを中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。

○循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。

○環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立する。

#### 2 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、まず第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。これにより、可能な範囲でごみを出さない循環型まちづくりを目指す。

ごみの発生抑制及び再使用等は、住民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、本組合及び組合構成町は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また適切な施策を行う。

再生利用等にあたっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。

また、再生利用を促進するために、家庭系ごみに対しては、集団回収の促進、広域化に合わせた分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理機の設置推進などの多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理を行うことが原則で、本組合及び組合構成町の役割は事業者が排出する廃棄物をできる限り少なくし、事業者の経済負担を少なくすると共に、可能な限り資源化を行うよう誘導及び支援を行う。

(2) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

(3) 住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して3Rを推進など、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

### 3 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集量及び処理に関して、図4-1-1に示すフローに沿って計画を策定した。

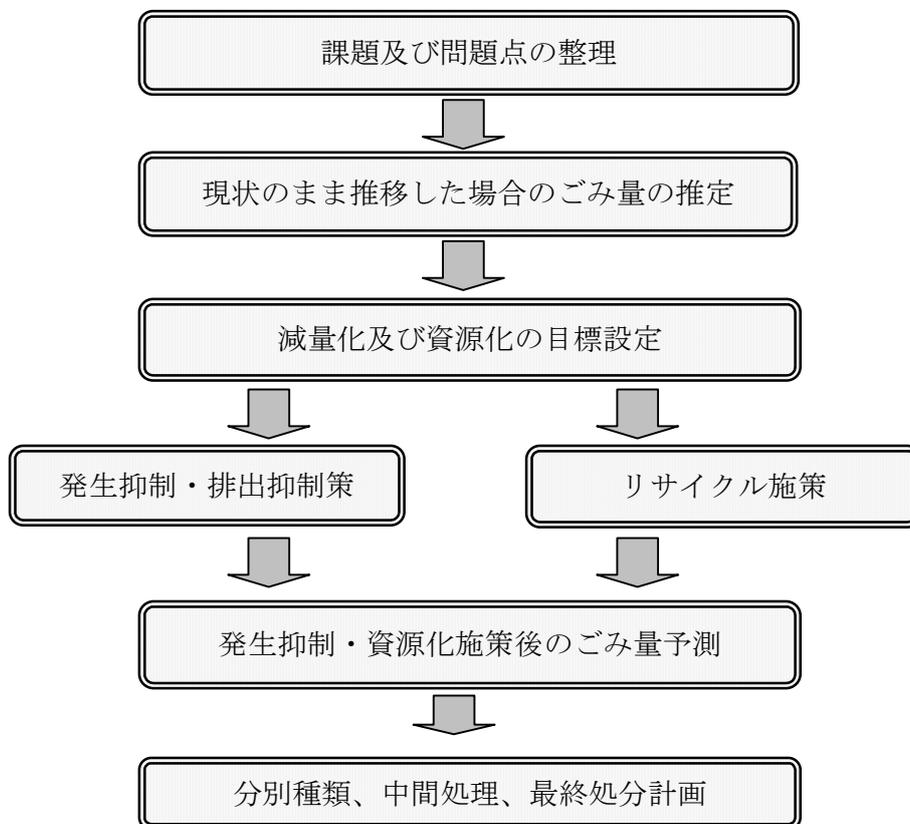


図4-1-1 計画策定フロー

#### 4 目標達成のための3R体系

基本理念における3R体系の概念を図4-1-2に示す。

目標達成のため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）の2Rを推進し、それでも排出されるごみは、③再生利用（リサイクル）を促進する。



図4-1-2 3R体系の概念

住民や事業者は、まず発生抑制と再使用を行うことを最優先として行動する。それでも発生したごみは、経済性、効率性の可能な範囲でリサイクルを行う。すなわち、3Rのうちでも、発生抑制と再使用を最重要課題とする。

## 第2節 ごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）

現状のまま推移した場合のごみの、種類別発生量及び原単位の予測を示す。

### 1 ごみ排出量の予測

平成13年度から平成22年度の過去10年間の実績を基に、現状のまま推移した場合の、将来のごみの排出量の予測を表4-2-1に示す。

また、ごみ収集形態別排出量及びごみの種類別排出量の予測をグラフ4-2-1に示す。

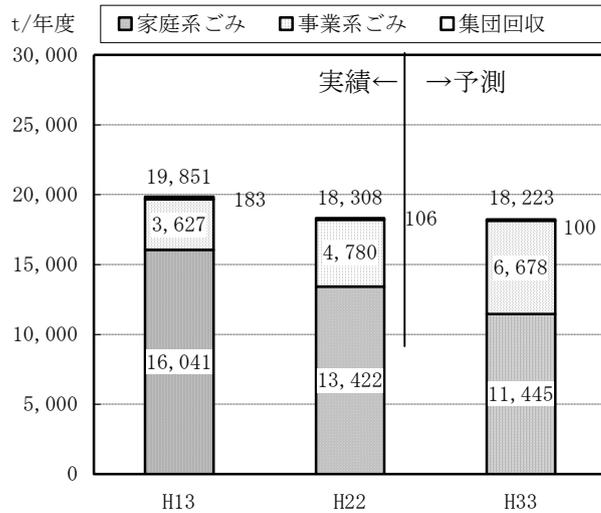
- ① 平成22年度に対する平成33年度におけるごみの量は、家庭系ごみ量は14.7%減少するが、事業系ごみ量は39.7%増加する。総排出量としては、0.5%の減少である。
- ② 家庭系ごみの内、可燃ごみ及び資源ごみは減少し、粗大ごみは増加傾向である。
- ③ 事業系ごみは、ほぼ全てが可燃ごみであり、この量は増加する。

表4-2-1 ごみ排出量の予測（このまま推移した場合）（単位：t）

項目	年度	実績値		予測値	増減率 (H33/H22)
		H13	H22	H33	
人口(人)		36,568	34,827	34,984	—
事業所(所)		2,174	1,898	1,799	—
家庭系ごみ	可燃ごみ	12,771	10,881	9,320	-14.3%
	不燃ごみ	0	286	286	0.0%
	粗大ごみ	727	267	332	24.3%
	資源ごみ	2,543	1,988	1,507	-24.2%
	合計	16,041	13,422	11,445	-14.7%
事業系ごみ	可燃ごみ	3,079	4,407	6,232	41.4%
	不燃ごみ	0	14	13	-7.1%
	粗大ごみ	367	172	187	8.7%
	資源ごみ	181	187	246	31.6%
	合計	3,627	4,780	6,678	39.7%
排出量		19,668	18,202	18,123	-0.4%
集団回収		183	106	100	-5.7%
総排出量		19,851	18,308	18,223	-0.5%

注1) 増減率は、平成22年度に対する平成33年度の割合である。

グラフ4-2-1 家庭系ごみ及び事業系ごみ量の予測（このまま推移した場合）



注) 最も上の数字は、合計量である。

## 2 ごみ原単位の予測

表4-2-2に、現状のまま推移した場合のごみの原単位予測を示す。

- ① 平成22年度に対し、平成33年度のごみの原単位は、家庭系ごみは15.2%減少するが、事業系ごみは39.5%の増加となる。排出量原単位は、0.9%の減少となる。
- ② 家庭系ごみの内、可燃ごみ及び資源ごみは減少し、粗大ごみは増加する。
- ③ 事業系ごみは、ほぼ全てが可燃ごみであり、この量は増加する。

表4-2-2 ごみの種類別原単位の予測結果  
(このまま推移した場合) (単位: g/人日)

項目	年度	実績値		予測値	増減率 (H33/H22)
		H13	H22	H33	
家庭系ごみ	可燃ごみ	956	856	730	-14.7%
	不燃ごみ	0	22	22	0.0%
	粗大ごみ	55	21	26	23.8%
	資源ごみ	191	157	118	-24.8%
	合計	1,202	1,056	896	-15.2%
事業系ごみ	可燃ごみ	230	346	488	41.0%
	不燃ごみ	0	1	1	—
	粗大ごみ	28	13	15	15.4%
	資源ごみ	14	15	19	26.7%
	合計	272	375	523	39.5%
排出量原単位		1,474	1,432	1,419	-0.9%
総排出量原単位		1,487	1,440	1,427	-0.9%

### 第3節 ごみ処理基本計画の目標値

計画目標年度における減量化及び資源化等の目標値を定める。

#### 1 基本的な考え方

ごみ減量・資源化を検討するにあたり、ごみ発生及び処理処分の概念を図4-3-1に、図4-3-2に3R施策の概念を示す。

循環型社会の基本理念（2R+R）に従い、ごみの減量・資源化を推進するために発生抑制と再使用に重点を置いた対策へ転換していくことが重要な目標である。

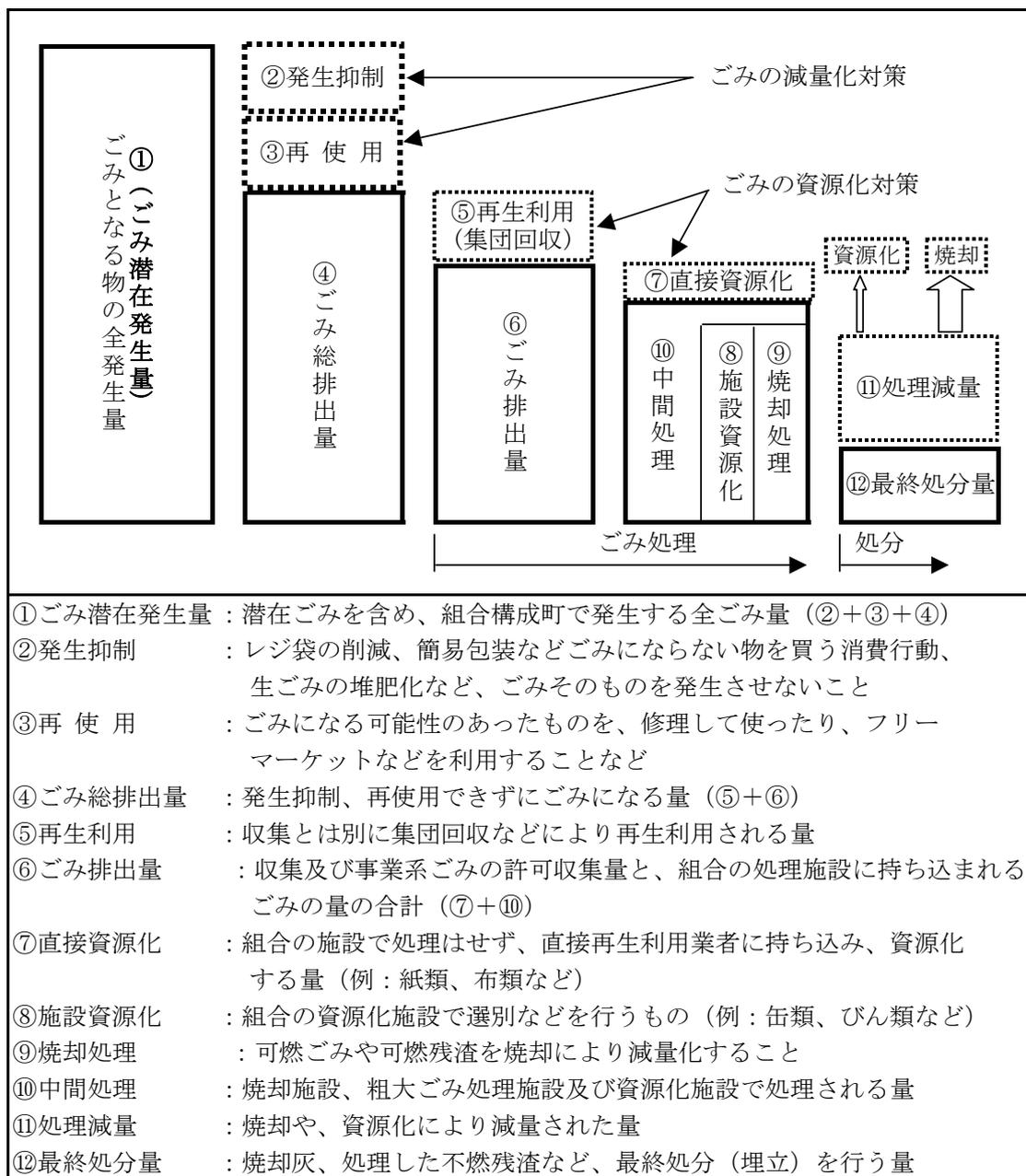


図4-3-1 ごみ発生及び処理処分の概念

住民、事業者及び行政が協働して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を行うための概念図を示す。

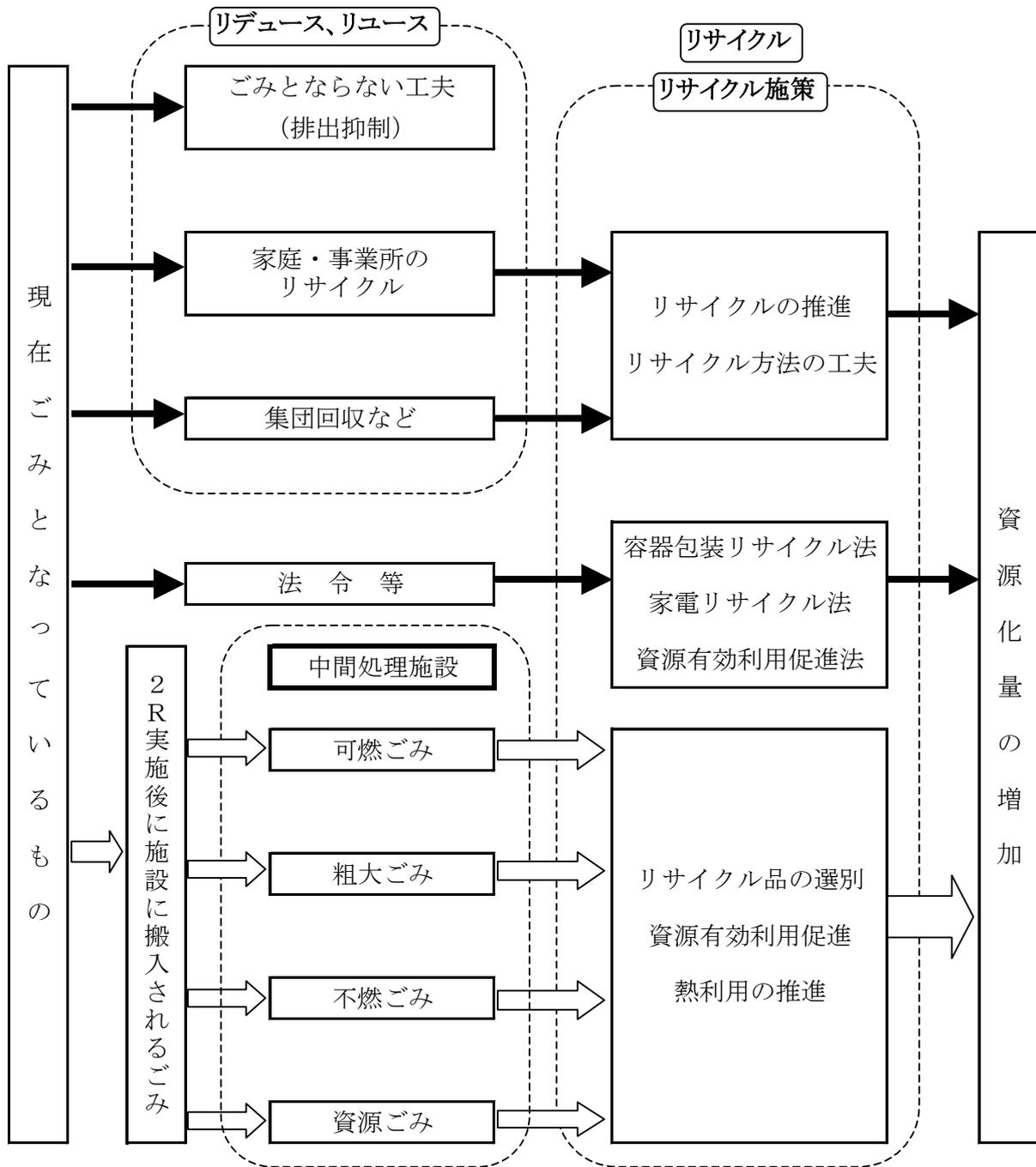


図4-3-2 3R施策の概念

## 2 減量化目標値の設定

ごみの減量化を進め、平成33年度の計画目標年度において、以下に示す目標値を設定する。

### (1) 減量化率等の目標

(目標設定の根拠)

- ① 神奈川県が平成21年度から平成27年度の10年間で約10%の削減を目指している。
- ② 組合構成町の原単位は、神奈川県平均原単位に比べて、かなり多い。

以上の理由により、排出量原単位を10年間で10%以上削減することを第一の目標とした。

(参考) 神奈川県目標 (「神奈川県廃棄物処理計画」平成20年3月改訂より)

廃棄物の排出量等の目標：一般廃棄物（ごみ）

単位：万トン

	基準			目標											
	平成10年度			平成18年度			平成21年度			平成24年度			平成27年度		
	量	構成比	指数												
排出量	374	100%	100	337	100%	90	318	100%	85	315	100%	84	313	100%	84
再生利用量	47	13%	100	79	23%	168	101	32%	215	105	33%	223	107	34%	228
減量化量	266	71%	100	222	66%	83	198	62%	74	198	63%	74	199	64%	75
最終処分量	61	16%	100	36	11%	59	19	6%	31	12	4%	20	7	2%	11

注) 「減量化量」とは、焼却による減量化量をいう。

(参考) 小田原市の目標 (「小田原市一般廃棄物処理基本計画」より)

小田原市 ごみの減量化、資源化の目標

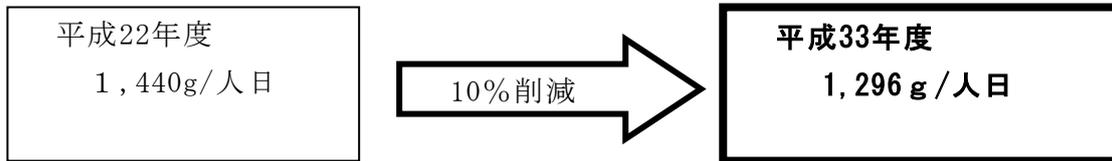
指標	現状値 (平成18年度)	目標年度	目標
燃せるごみ排出量 (総量)	58,173 t	H22年度	55,000 t
		H25年度	55,000 t を維持する
燃せるごみ排出量 (市民1人1日当たり)	801 g	H22年度	761 g
		H25年度	761 g を維持する
資源化量	28.2%	H22年度	30%
		H25年度	33%

(参考) 箱根町の目標 (「箱根町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成19年2月より)

箱根町の排出抑制・再資源化に関する目標  
計画目標年度（平成28年度）における排出量

ごみ排出量	7%以上減量（平成17年度比）
資源化率	14%以上

1人1日当たりのごみの総排出量を10%以上削減し、平成22年度1,440gから平成33年度に1,296g以下にする。(資源ごみは5%以上)



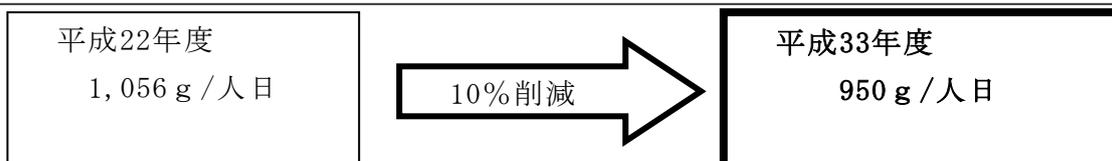
注) 排出量 = 原単位 × 人口 × 365日 ÷ 1,000,000

表4-3-1 ごみ総排出量の見通し

項目	実績値		目標
	H13	H22	H33
総排出量 (t)	19,851	18,308	16,549
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,487	1,440	1,296
平成22年度比	—	—	10.0%

(2) 家庭における減量化率等の目標

1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を10%以上削減し、平成22年度1,056gから平成33年度に950g以下にする。(資源ごみは5%以上)



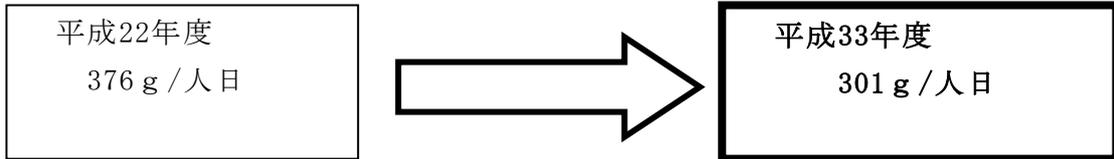
注) 排出量 = 原単位 × 人口 × 365日 ÷ 1,000,000

表4-3-2 家庭におけるごみ排出量の見通し

項目	実績値		目標
	H13	H22	H33
排出量 (t)	16,041	13,422	12,131
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,202	1,056	950
平成22年度比	—	—	10.0%

(3) 事業所における減量化率等の目標

事業系ごみの1人1日当たりごみの排出量を20%以上削減し、平成22年度376gから平成33年度に301g以下にする。(資源ごみは5%以上)



注) 排出量 = 原単位 × 人口 × 365日 ÷ 1,000,000

表4-3-4 事業者におけるごみ排出量の見通し

項 目	実績値		目標
	H13	H22	H33
排出量 (t)	3,627	4,780	3,844
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	272	376	301
平成22年度比	—	—	20.0%

### 3 資源化率目標値の設定

※ 資源化率の引き上げ

資源化率を引き上げる  
 平成22年度で12.6%の資源化率を、平成33年度において可能な限り  
 上げることとする。

### 4 最終処分量目標値の設定

※ 最終処分量の引き下げ

最終処分量を7%削減する  
 平成22年度最終処分量は、2,150 tであることから  
 平成33年度において、最終処分量を2,000 t以下とする。

### 5 目標値の設定のまとめ

目標年度である平成33年度の目標値等をまとめる。

表4-3-5 目標年度の目標値  
 (単位：原単位 = g/人日、最終処分量 = t)

項目	年度	基準年度	⇒	目標年度
		H22年度		H33年度
ごみ排出量	目標	—	⇒	10%以上削減
	原単位	1,440	⇒	1,296
家庭系ごみ	目標	—	⇒	10%以上削減
	原単位	1,056	⇒	950
事業系ごみ	目標	—	⇒	20%以上削減
	原単位	376	⇒	301
資源ごみ	目標	—	⇒	5%以上削減
	原単位	179	⇒	170
資源化率	目標	—	⇒	可能な限り上げる
	資源化率	12.60%	⇒	—
最終処分量	目標	—	⇒	7%削減
	量	2,150	⇒	2,000

## 第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

基本理念及び基本方針に基づき、目標を達成するための基本施策を示す。

### 1 発生抑制・再使用の推進

#### (1) 有料化

本組合及び組合構成町では、粗大ごみの有料化及び真鶴町でのビン類の指定袋制に取り組んでいる。

粗大ごみ以外のごみに関しては、現在のところ有料化としておらず、今後の検討事項の一つである。

#### (2) 家庭における排出抑制と再使用の推進

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。

##### ○マイバッグ運動と過剰包装の辞退

組合構成町では、レジ袋の使用の抑制するため、住民にマイバッグ持参を奨励している。買い物時にはマイバッグを持参すると共に、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らす。

##### ○フリーマーケット・バザー等の活用

地域や学校、民間団体で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。

##### ○生ごみの減量化と堆肥化

生ごみを排出する際は水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。

##### ○集団回収への積極的参加

地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力を行い資源化の向上に努める。

#### (3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進

事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任における適正処理を行うと共に、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。

##### ○排出者や拡大生産者責任に基づく3Rと適切な処理

ごみの適正な処理及び3Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。

##### ○排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

ごみになりにくい製品、3Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、資源化への取組を図る。

また、生産事業者、流通事業者等のその販売過程において個々の方策を実行することにより効果的な減量化、資源化の促進を図る。

○従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ると共に、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

(4) 行政における排出抑制と再利用等の推進

本組合及び組合構成町における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。

○住民への情報提供

環境にやさしい生活の実践などについての情報を、広報等を通じて行い、ごみの減量化方策をわかりやすく、継続的に行う。また、集団回収を活性化させるための支援を行う。

○事業者への情報提供

国、県、本組合及び組合構成町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行い、自主回収品目の指導等を行う。

また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行う。

○公共施設での施策

本組合、組合構成町庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。

また、各施設のロビー等を活用した、ポスター掲示など環境啓発普及活動に努める。

○生ごみ処理機について

生ごみ処理機の設置補助に関して、組合構成町は補助事業を推進し、住民による生ごみの堆肥化を支援する。

(5) 環境教育の推進

教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを次世代を担う子供たちが理解をする機会を拡充する。

○ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。

また、小中学校単位で実施している社会科見学などの行先として積極的に選定してもらうように努める。

○環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習や、リサイクルの体験学習などの講座の開催

等の活動の推進を検討する。

#### (6) 非定住者に対する施策

本組合及び組合構成町の地域特性として、夏の海水浴観光等と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な問題となっている。

ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的・継続的に行い協力を呼びかける。

## 2 処理体制

### (1) ごみの処理体制について

分別区分及び処理方法について、将来的には、ごみ処理の広域化の開始を平成32年度に設定しており、広域化施設が稼働を開始する時期から将来の分別区分を開始する方向で検討を行っており、表4-7-1ごみの分別収集区分の見直しを基本とし検討する。

組合構成町ではごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、本組合では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分並びに中継施設を含む各施設の維持管理を行うこととする。

また、ごみ処理の広域化を見据えて、現在の資源ごみの分別方法が構成町、小田原市及び箱根町で異なることから、今後は家庭系ごみの分別の種類を統一に向けて協議することとする。更にこれと並行して中間処理施設への搬入品目及び資源化品目の統一を協議していくものとする。

### (2) 事業系一般廃棄物について

本組合及び組合構成町は、事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、組合構成町域の事業所に対しては、周知徹底を図る。

### (3) 漂着ごみについて

組合構成町域は相模湾に面しており、海岸漂着ごみが多い。漂着ごみに関しても、今後とも県、組合構成町と共に処理するものとする。

### (4) 小型電気電子機器リサイクル制度について

携帯電話、デジタルカメラ、据え置き型ゲーム機などの30cm×30cm以下の小型電気電子機器のリサイクルに係る法案「使用済小型電気機器器具の再資源化の促進に関する法律案(仮称)」を平成24年の通常国会に提出する予定とのことであり、平成26年4月に全部施行を目指していることから、本組合及び組合構成町においても制度の全部施行期日に合わせて取り組み準備を検討する。

## 第5節 新たなごみ減量化等の施策を実施後のごみ量予測

第3節で目標を定め、それを達成するために第4節の基本施策を実施した場合のごみ量予測を示す。

### 1 減量化及び資源化割合の設定

ごみの減量化及び資源化の割合を次のように設定する。

このままで推移した場合の予測値に対して、新たな施策を実施した場合の毎年のごみ減量化及び資源化の割合を表4-5-1のように設定した。

表4-5-1 毎年の減量化及び資源化割合の設定値

	家庭系ごみ	事業系ごみ	資源ごみ
毎年の減量化	-1.0%	-2.0%	—
毎年の資源化	—	—	0.5%

### 2 ごみ排出量の予測

新たなごみ減量化等の施策等によるごみ排出量の予測を表4-5-2に示す。

表4-5-2 ごみ排出量の予測（新たな施策実施後）（単位：t）

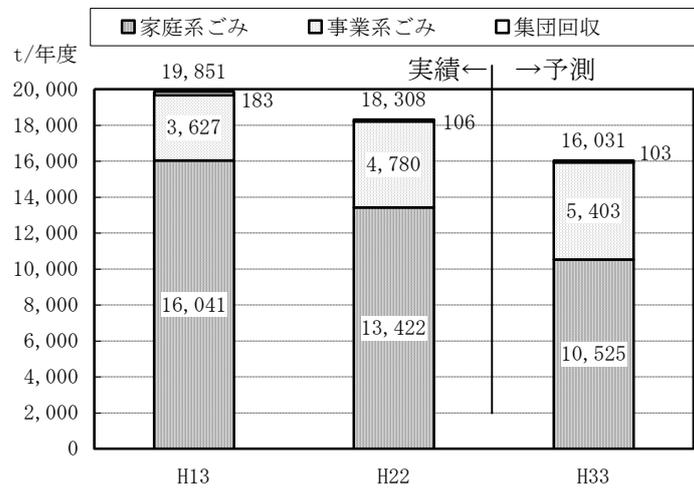
項目	年度	実績値		目標	増減率 (H33/H22)
		H13	H22	H33	
人口（人）		36,568	34,827	34,984	—
事業所（所）		2,174	1,898	1,799	—
家庭系ごみ	可燃ごみ	12,771	10,881	8,390	-22.9%
	不燃ごみ	0	286	253	-11.5%
	粗大ごみ	727	267	298	11.6%
	資源ごみ	2,543	1,988	1,584	-20.3%
	合計	16,041	13,422	10,525	-21.6%
事業系ごみ	可燃ごみ	3,079	4,407	4,985	13.1%
	不燃ごみ	0	14	10	-28.6%
	粗大ごみ	367	172	153	-11.0%
	資源ごみ	181	187	255	36.4%
	合計	3,627	4,780	5,403	13.0%
排出量		19,668	18,202	15,928	-12.5%
集団回収		183	106	103	-2.8%
総排出量		19,851	18,308	16,031	-12.4%

注) 増減率は、平成22年度に対する平成33年度の割合である。

(1) 家庭系ごみ及び事業系ごみの量

グラフ4-5-1は、家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収の予測である。

グラフ4-5-1 家庭系ごみと事業系ごみの排出量予測（新たな施策実施後）



注) 最も上の数字は、合計量である。

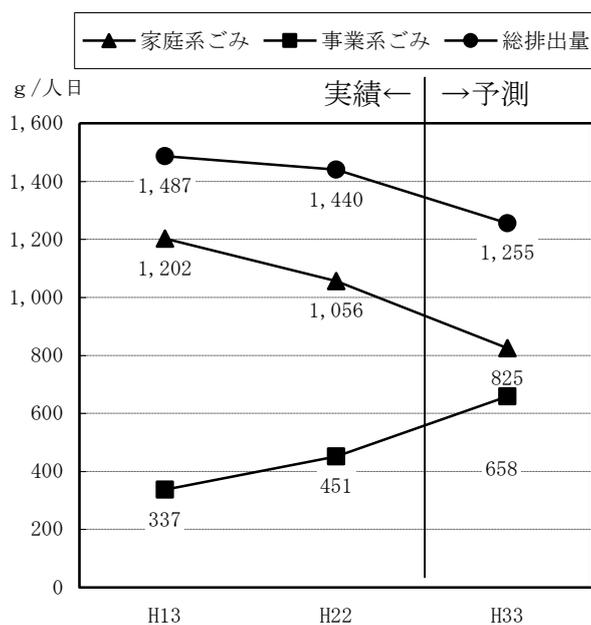
### 3 ごみ原単位の予測

新たなごみ減量化等の施策を実施した場合の原単位の予測を表4-5-3及びグラフ4-5-3に示す。

表4-5-3 ごみの原単位の予測（新たな施策実施後）（単位：g/人日）

項目	年度	実績値		目標値	増減率 (H33/H22)
		H13	H22	H33	
家庭系ごみ	可燃ごみ	956	856	657	-23.2%
	不燃ごみ	0	22	20	-10.0%
	粗大ごみ	55	21	23	11.4%
	資源ごみ	191	157	125	-20.4%
	合計	1,202	1,056	825	-21.9%
	資源を除く	1,011	899	700	-22.1%
事業系ごみ	可燃ごみ	230	346	390	12.8%
	不燃ごみ	0	1	1	-20.0%
	粗大ごみ	28	13	12	-7.7%
	資源ごみ	79	106	255	140.6%
	合計	337	451	658	45.9%
排出量原単位		1,474	1,432	1,247	-12.9%
資源を除く		1,204	1,169	867	-25.8%
総排出量原単位		1,487	1,440	1,255	-12.8%
資源を除く		1,217	1,177	875	-25.7%

グラフ4-5-3 ごみの原単位の予測（新たな施策取実施後）



## 第6節 新たなごみ減量化等の施策を実施後の資源化率とごみの処理処分量

新たな施策後の資源化率及び焼却量、最終処分量の予測を示す。

### 1 ごみ処理量・処分量及び資源化率の予測

新たなごみ減量化等の施策実施後のごみ処理・処分量及び資源化率の予測を表4-6-1に示す。また、焼却量、最終処分量及び資源化率をグラフ4-6-1に示す。

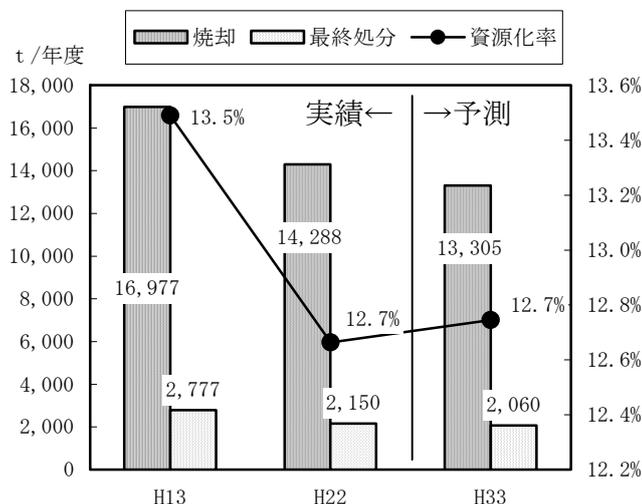
- ① 焼却量は、平成22年度の14,288 t から6.9%減少し、13,305 t となる。
- ② 最終処分量は、平成22年度の2,150 t から4.2%減少し2,060 t となる。
- ③ 資源化率は、平成22年度の12.6%から12.7%となる。

表4-6-1 ごみ処理、処分量の予測（新たな施策実施後）（量の単位：t）

項目	年度	実績値		予測値	増減率 (H33/H22)
		H13	H22	H33	
総排出量		19,851	18,308	16,031	-12.4%
排出量		19,668	18,202	15,928	-12.5%
焼却量		16,977	14,288	13,305	-6.9%
焼却率		86.3%	※78.5%	83.5%	—
粗大処理等		3,818	2,914	2,553	-12.4%
最終処分量		2,777	2,150	2,060	-4.2%
最終処分率		14.1%	11.8%	12.9%	—
資源化		2,653	2,305	2,030	-11.9%
資源化率		13.5%	12.7%	12.7%	—

※焼却施設の不具合等によるもので、参考値とする。

グラフ4-6-1 ごみの焼却量、最終処分量及び資源化率の予測（新たな施策実施後）



## 第7節 ごみの分別収集区分

将来の収集における分別収集区分と事業系廃棄物の取り扱いについて述べる。

### 1 将来の分別収集区分

現在、一般廃棄物については、第3章第1節に述べた分別を行い、排出されたごみを構成町又は委託業者等により収集する体制を取っているほか、直接搬入も行っている。当面は、この分別区分等によることとする。

現在、ごみ処理の広域化の開始を平成32年度に設定しており、広域化施設が稼働を開始する時期に合わせて新たな分別区分を開始する方向で検討を行っている。

表4-7-1は、現在の分別区分と将来の分別区分の例である。

表4-7-1 ごみの分別収集区分

現在の組合構成町での分別		ごみ処理広域化での分別・収集の例			
湯河原町		真鶴町			
ごみ種類		ごみ種類			
可燃ゴミ		可燃物		可燃ゴミ	
不燃ゴミ		資源	ペットボトル	不燃ゴミ	
資源ごみ	びん		ビン	資源ごみ	粗大ゴミ
	カン		カン		かん類
	ダンボール・紙パック		紙パック		びん類
	ペットボトル		ダンボール		ペットボトル
	新聞・雑かみ		新聞・雑紙		プラスチック製容器包装
粗大ゴミ		不燃物	紙類	紙類	
		粗大ゴミ	その他紙	その他紙	
			古布類	古布類	
			廃食用油	廃食用油	
			蛍光灯	蛍光灯	
			乾電池	乾電池	
			スプレー缶等	スプレー缶等	
			ビデオテープ等	ビデオテープ等	

### 2 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を推進していくこととする。

また、事業系一般廃棄物の運搬等処理を行っている事業者に対し処理方法などを適正に指導、監督し、かつ実態を把握することによりごみの減量化を推進するため、事業者が事業系一般廃棄物を直接搬入する場合の扱いを整理することが必要である。

## 第8節 ごみ処理計画

(ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

収集運搬、中間処理及び最終処分計画の概要を示す。

### 1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標 (平成33年度)

収集・運搬に関する目標

- ・ 3Rの推進を図るために分別区分の見直しを行う。
- ・ 各地区の人口の増減や高齢化等に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しを行う。
- ・ ごみ処理の広域化を見据えて、収集・運搬体制の見直しを検討する。

(2) 収集区域

現時点と同様に、湯河原町及び真鶴町の全域とする。

(3) 収集・運搬体制

計画目標年度 (平成33年度) における収集・運搬体制を表4-8-1に示す。

表4-8-1 収集・運搬体制 (平成33年度)

ごみ種類	方法	指定袋等	収集主体	収集形態	
可燃ごみ	ステーション	指定袋	町	直営・委託	
不燃ごみ	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託	
粗大ごみ	申し込み制	透明又は半透明袋	町	直営・委託	
資源ごみ	かん類	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	びん類	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	ペットボトル	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	プラスチック製 容器包装	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	紙類	ステーション	紐で縛る	町	直営・委託
	その他紙	ステーション	紙袋	町	直営・委託
	古布類	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	廃食用油	ステーション	ペットボトル	町	直営・委託
その他	蛍光灯	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	乾電池	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	スプレー缶等	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託
	ビデオテープ等	ステーション	透明又は半透明袋	町	直営・委託

注) 収集主体及び収集形態は、今後の組合構成町及び広域化との協議による。

#### (4) 収集・運搬計画

##### ① ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、自治会などの協力により清潔・安全に管理されているが、食品ごみなどがカラス等により散乱しないためにも、必ず当日に出すことを徹底する。

##### ② 収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

##### ③ 適正処理困難物等

本組合及び組合構成町が収集・処理を行わないものは、第3章4節1-(3)のとおりであり、これらの品目及び「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

## 2 中間処理計画

### (1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの分別ごとに安全かつ衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

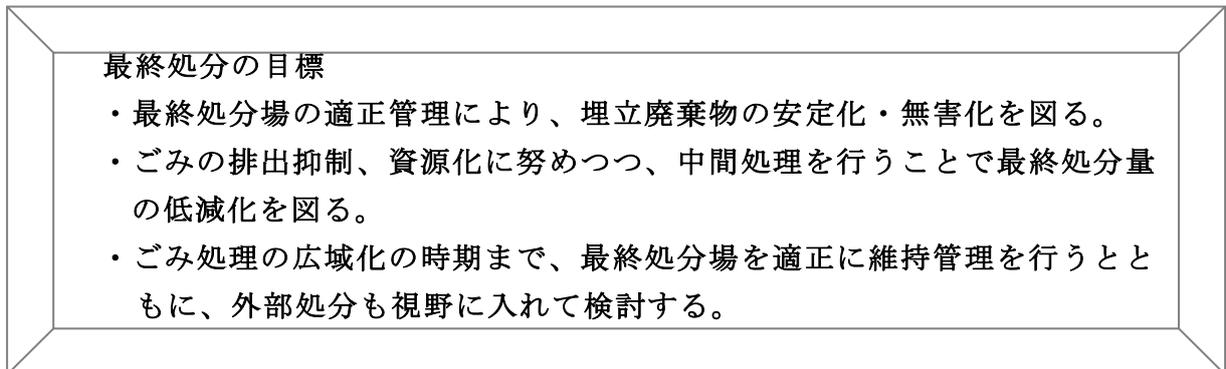
また、CO<sub>2</sub>の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うとを目標とする。

#### 中間処理の目標

- ・安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- ・ごみ処理の広域化の時期まで、現有施設を適正に維持管理を行う。
- ・効果的な資源化を行い、最終処分量の軽減に努める。
- ・周辺環境の保全に十分な配慮をする。

### 3 最終処分計画

#### (1) 最終処分の目標



### 4 ごみ処理体系

ごみ処理の広域化計画における、ごみ処理体系を図4-8-1に示す。

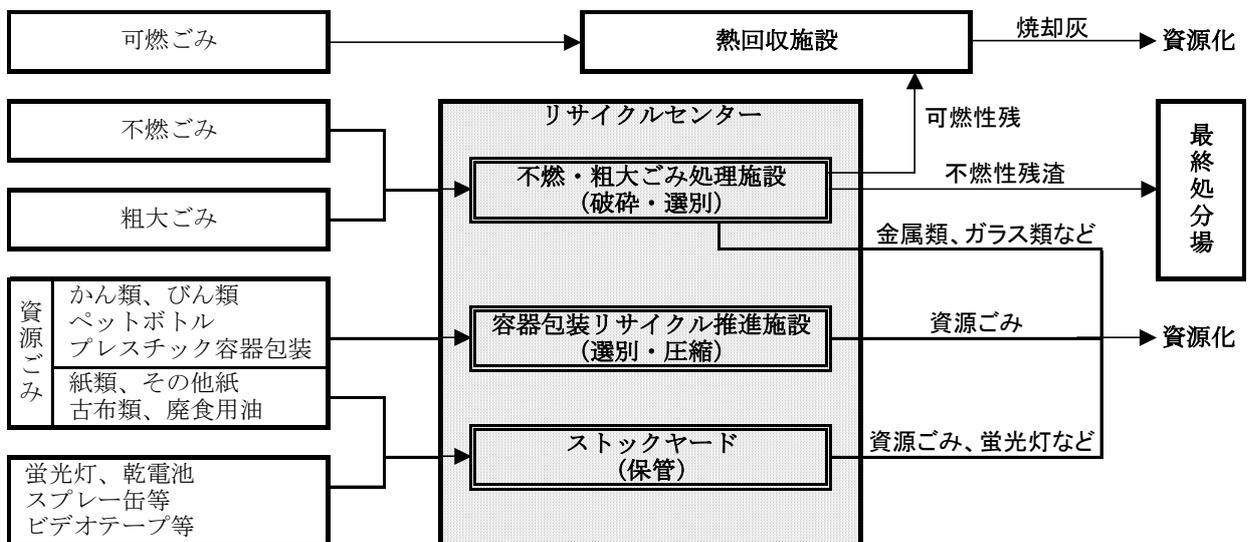


図4-8-1 ごみ処理体系

## 第9節 計画のフォローアップと事後評価

**本計画の事後評価に関することを示す。**

### (1) 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

事後評価は、本計画の中間年度の平成28年度に行うほか、必要に応じて適宜行う。

### (2) 実施手順

事後評価は、本組合にて行い、その結果を湯河原町真鶴町衛生組合議会及び組合構成町の議会に報告を行うものとする。

### (3) 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標などによって測定し、施策に係る現状や課題などの分析を踏まえて、評価を行う。

### (4) 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他、必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。

## 第5章 周辺市町の動向

### 第1節 ごみ処理広域化計画

#### 1 神奈川県における広域化計画

神奈川県は、ごみの減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村を9つのブロックに分け、ブロック内においてごみ処理事業を共同して取り組むための広域化実施計画を策定することを目指すものとした。

神奈川県ごみ処理広域化計画の中で、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町（小田原市・足柄下地区）と、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の1市5町（足柄上地区）で構成する「県西ブロック」として位置づけられた。足柄上地区は、先行してごみ処理広域化の検討を進めることとなったため、小田原市・足柄下地区は平成15年度からごみ処理広域化計画の検討を進めることとなった。

小田原市・足柄下地区は、平成15・16年度で当地区におけるごみ処理の現状と課題、広域化の基本方針等、ごみ処理広域化に向けての基本的な事項の調査、検討を行い、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化基礎調査報告書」として取りまとめた。その結果、ごみ処理広域化の実現に向けた検討を進めることが望ましいと判断し、平成18年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、協議、検討を行っている。

#### 2 小田原市・足柄下地域ごみ処理広域化協議会

##### (1) ごみ処理広域化の考え方

平成18年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、協議、検討を行って、ごみ処理広域化の取り組みに当たっての考え方や方策を示すものとして、平成21年6月に「ごみ処理広域化の考え方」を報告した。

この報告の中では、「ごみ処理広域化実施計画」の策定に向けて、ごみ処理広域化の基本理念及び基本方針を示している。

##### ○ごみ処理広域化の基本理念

『効率的なごみ処理事業による循環型社会の実現』

##### ○ごみ処理広域化の基本方針

方針1 住民・事業者・行政の協力による減量化・資源化を前提としたシステムの構築

方針2 資源循環と環境保全を基本とした効率的な事業運営の実施

方針3 広域ブロック内100%処理を基本としたシステムの構築

方針4 構成市町の公平性を基本としたシステムの構築

また、ごみ処理広域化に向けての取り組みを述べている。

- ・ 各市町の「ごみの分け方や出し方」の統一を目指す。
- ・ これまで以上のごみの減量化を目指す。
- ・ 生ごみと剪定枝の資源化について検討をする。

(2) 生ごみ、剪定枝の資源化に関して

生ごみ及び剪定枝の資源化に関しては、平成21年8月から全9回にわたり「小田原市・足柄下地区資源化検討会」で行われた検討の結果が平成22年6月にまとめられた。

検討の結果、生ごみは『小さな地域での堆肥化』に当面取り組むことに加えて、ごみを出す前の家庭内や事業所内でのリサイクルを原則として、生ごみの減量化を徹底して推進する方向が望ましいと考えている。

剪定枝は『小さな地域でのチップ化、堆肥化』として、家庭や地域といった人と人とのコミュニケーションが取れる範囲で、資源として活かしていく、ごみとしては排出しない、そうした取り組みを進めていくことが望ましいと考えている。

## 第2節 周辺市町における近年のごみ処理の動向

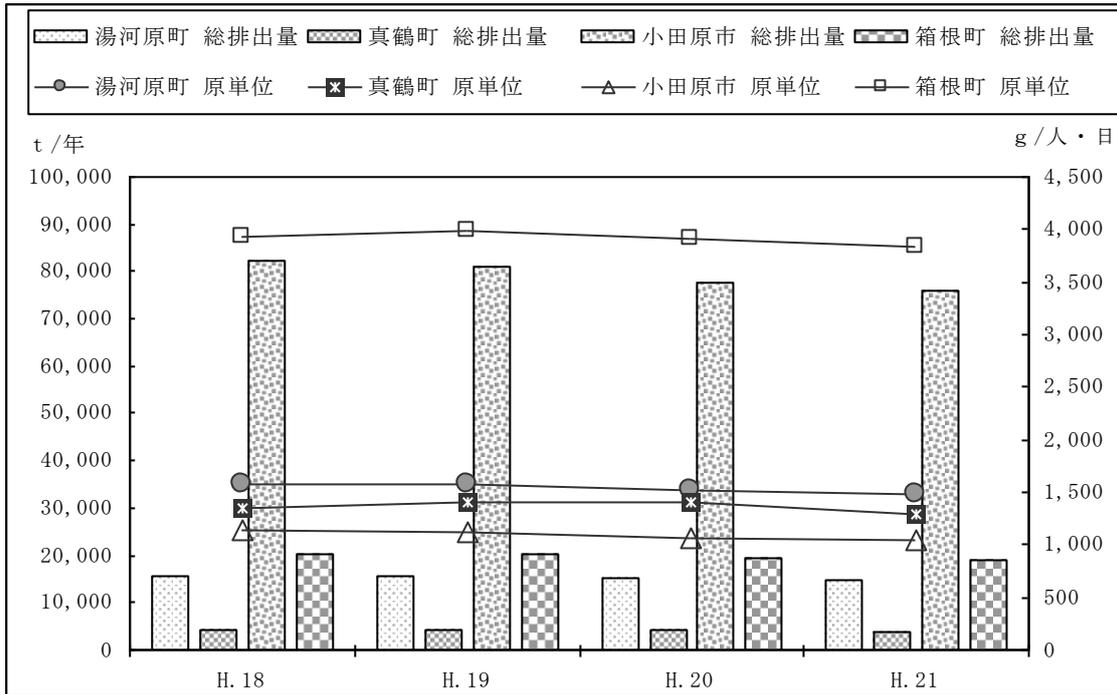
### 1 ごみの排出量の状況

周辺市町におけるごみの排出量の状況を、次の表及びグラフに示す。各数値は、「神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要」から採用したものである。

[表7-2-1] 周辺市町のごみの排出量の状況

市町	年度	単位	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21
湯河原町	人口	人	27,252	27,130	26,983	26,838
	可燃ごみ	t/年	10,417	10,153	9,957	9,791
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	1,939	1,757	1,689	1,556
	粗大ごみ	t/年	489	439	365	341
	その他ごみ	t/年	1	0	0	0
	直接搬入	t/年	2,883	3,270	2,951	2,831
	集団回収	t/年	41	33	26	39
	総排出量	t/年	15,770	15,652	14,988	14,558
	原単位	g/人・日	1,585	1,576	1,518	1,486
	真鶴町	人口	人	8,666	8,496	8,324
可燃ごみ		t/年	2,967	2,950	2,819	2,762
不燃ごみ		t/年	0	0	0	0
資源ごみ		t/年	533	508	495	427
粗大ごみ		t/年	153	152	139	132
その他ごみ		t/年	0	0	0	0
直接搬入		t/年	550	688	752	486
集団回収		t/年	67	62	62	65
総排出量		t/年	4,270	4,360	4,267	3,872
原単位		g/人・日	1,350	1,402	1,401	1,286
小田原市		人口	人	198,951	198,881	198,698
	可燃ごみ	t/年	55,650	54,573	52,816	51,577
	不燃ごみ	t/年	3,366	2,996	2,764	2,866
	資源ごみ	t/年	19,837	19,348	18,426	17,627
	粗大ごみ	t/年	328	311	308	300
	その他ごみ	t/年	60	310	472	395
	直接搬入	t/年	3,182	3,596	2,960	3,097
	集団回収	t/年	0	0	0	0
	総排出量	t/年	82,423	81,134	77,746	75,862
	原単位	g/人・日	1,135	1,115	1,069	1,048
	箱根町	人口	人	14,012	13,788	13,540
可燃ごみ		t/年	14,854	14,762	14,152	13,785
不燃ごみ		t/年	1,622	146	141	147
資源ごみ		t/年	48	1,516	1,407	1,307
粗大ごみ		t/年	170	113	116	114
その他ごみ		t/年	5	0	0	0
直接搬入		t/年	3,049	3,276	3,327	3,246
集団回収		t/年	352	298	223	287
総排出量		t/年	20,100	20,111	19,366	18,886
原単位		g/人・日	3,930	3,985	3,908	3,833

[グラフ7-2-1] 周辺市町のごみの排出量の状況



## 2 排出抑制の状況

周辺市町におけるごみの排出抑制の状況を次の表に示す。出典は、「小田原市・足柄下地区 ごみ処理広域化基礎調査 報告書 概要版 平成17年3月」によるものである。

[表7-2-2] 周辺市町の排出抑制の状況

施策		市町	湯河原町	真鶴町	小田原市	箱根町
発生抑制施策	リサイクル活動の実施				○	○
	講習会・セミナー等の開催		○			
	ごみ減量化委員会等の活動				○	
	ごみに関する情報の発信		○	○	○	○
	簡易包装推進運動の実施					○
	マイバック運動の実施		○		○	○
	生ごみ処理機の普及支援		○	○	○	○
	集団回収の支援		○	○		○
資源化施策	指定袋制の導入		○	○	○	○
	資源ごみの分別収集		○	○	○	○
	不燃・粗大からの有価物回収		○	○	○	○
	焼却灰の溶融処理				○	
	焼却灰のエコセメント処理				○	

### 3 収集区分と収集頻度の状況

周辺市町におけるごみの収集区分と収集頻度の状況を次の表に示す。

[表7-2-3] 周辺市町の収集区分と収集頻度の状況

区分	市町	湯河原町	真鶴町	小田原市	箱根町
可燃ごみ		3回/週	3回/週	2回/週	3回/週
不燃ごみ		1回/月	2回/月	1回/月	1回/週
粗大ごみ		2回/月	2回/月	予約制	2回/月
乾電池				1回/月	1回/週
蛍光灯				1回/月	1回/週
缶類		1回/隔週	1回/隔週	1回/月	1回/週
びん類		1回/隔週	1回/隔週	1回/月	1回/週
ペットボトル		2回/月	1回/隔週	2回/月	2回/月
紙パック		2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
ダンボール		2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
その他プラスチック				2～3回/月	2～3回/月
その他紙				2回/月	2回/月
新聞紙		2回/月	1回/月	2回/月	2回/月
雑誌		2回/月	1回/月	2回/月	2回/月
古布				2回/月	2回/月
廃食油					1回/月
廃木材					

### 4 中間処理の状況

周辺市町における中間処理施設の状況を次の表に示す。

[表7-2-4] 周辺市町の焼却施設の状況

施設名	湯河原美化センター	清掃工場		環境センター 清掃第1プラント
施設管理	湯河原町真鶴町 衛生組合	小田原市		箱根町
所在地	湯河原町吉浜 2021-95	小田原市久野3768		箱根町芦之湯84
処理能力	70 t/日	180 t/日	150 t/日	135 t/日
	(35 t/16h×2炉)	(90 t/24h×2炉)	(75 t/24h×2炉)	(67.5 t/16h×2炉)
処理方式	準連続燃焼式 ストーカ炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	準連続燃焼式 流動床炉
処理開始年	平成9年7月	昭和54年6月	平成3年4月	平成5年4月

[表7-2-5-1] 周辺市町の不燃・粗大ごみ等処理施設の状況

施設名	粗大ごみ処理施設		選別処理施設	
施設管理	湯河原町真鶴町衛生組合			
所在地	湯河原町吉浜 2021-81		湯河原町 吉浜2021-100	
処理能力	不燃・粗大	廃木材	ペットボトル	びん
	24 t /5 h	19 t /3 h	1.5 t /5 h	4.8 t /5 h
処理方式	破碎・選別	粉碎	選別・圧縮	
処理開始年	平成2年4月	平成11年7月	平成13年4月	

[表7-2-5-2] 周周辺市町の不燃・粗大ごみ等処理施設の状況

施設名	可燃性粗大ごみ 破碎施設	リサイクル センター	ペットボトル 減容施設	
施設管理	小田原市			
所在地	小田原市 久野3768	小田原市 府川798	小田原市 久野3761-4	
処理能力	粗大ごみ	粗大ごみ	びん・缶類	ペットボトル
	30 t /5 h	30 t /5 h	21.4 t /5 h	4.9 t /5 h
処理方式	破碎	破碎	破碎・選別	選別・圧縮
処理開始年	昭和54年10月	平成9年4月	平成8年4月	平成15年11月

[表7-2-5-3] 周辺市町の不燃・粗大ごみ等処理施設の状況

施設名	箱根町環境センター	
施設管理	箱根町	
所在地	箱根町芦之湯84	
処理能力	不燃・粗大	ペットボトル
	30 t /5 h	0.7 t /5 h
処理方式	破碎・選別	破碎・選別
処理開始年	平成5年4月	平成11年4月

#### 4 最終処分の状況

周辺市町における最終処分施設の状況を次の表に示す。

[表7-2-6] 周辺市町の最終処分施設の状況

施設名	湯河原町真鶴町 衛生組合最終処分場	掘ヶ窪埋立処分場	第1一般廃棄物 最終処分場	第2一般廃棄物 最終処分場
施設管理	湯河原町真鶴町 衛生組合	小田原市	箱根町	箱根町
所在地	湯河原町吉浜 2021	小田原市府川786-2	箱根町畑宿二会平	箱根町畑宿二会平
埋立面積	10,500m <sup>2</sup>	9,712m <sup>2</sup>	15,283m <sup>2</sup>	8,000m <sup>2</sup>
埋立容積	66,000m <sup>3</sup>	87,838m <sup>3</sup>	156,877m <sup>3</sup>	49,000m <sup>3</sup>
埋立開始時期	昭和62年4月	昭和61年4月	昭和49年4月	平成15年
埋立終了時期 (予定)	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成31年3月